

第 3 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録 (第 6 日)

平成 2 3 年 3 月 2 5 日 (金 曜 日)

議 事 日 程

平成 2 3 年 3 月 2 5 日 午前 9 時 3 0 分 開 議

1 開議宣告

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 諸遊壊司君に対する処分要求書の提出について
- 日程第 3 特別委員会の設置及び付託について
- 日程第 4 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告
- 日程第 5 議案第 8 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 9 号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 10 号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 9 議案第 12 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 13 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 11 議案第 14 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 12 議案第 15 号 鳥取県西部ふるさと振興基金の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 13 議案第 16 号 大山町総合計画（基本構想）の変更について
- 日程第 14 議案第 51 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 52 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 18 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第 26 議案第 27 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 30 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 31 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 32 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 33 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 34 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会
特別会計予算
- 日程第 34 議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 35 議案第 54 号 土地の取得について
- 日程第 36 陳情第 1 号 年金受給資格期間の短縮を求める陳情書
- 日程第 37 陳情第 2 号 2011 年度年金引き下げの撤回を求める陳情書
- 日程第 38 平成 22 年陳情第 15 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効
ある施策の推進を求める陳情書
- 日程第 39 陳情第 3 号 サッカー場建設計画中止を求める陳情書
- 日程第 40 陳情第 4 号 陳情書（大山町休養施設「山香荘」を鳥取県アマチュア
サッカーの拠点施設として活用を求める陳情）
- 日程第 41 陳情第 5 号 大山町・名和地域休養施設活性化計画について サッカ
ー場整備促進を求める陳情書
- 日程第 42 陳情第 6 号 名和地域休養施設活性化計画について サッカー場整備
促進を求める陳情書
- 日程第 43 陳情第 9 号 名和地域休養施設活性化計画について サッカー場整備
促進を求める陳情書
- 日程第 44 陳情第 7 号 「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書提出を求める
陳情書
- 日程第 45 陳情第 8 号 情報公開、並びに人権保護の指導を求める陳情
- 日程第 46 発議案第 1 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策
の推進を求める意見書の提出について
- 日程第 47 懲罰特別委員会の調査結果の報告について
- 日程第 48 閉会中の継続調査について（総務常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 49 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 50 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会 所管事務調査）
- 日程第 51 閉会中の継続調査について（議会運営委員会 所管事務調査）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	竹 口 大 紀	2 番	米 本 隆 記
3 番	大 森 正 治	4 番	杉 谷 洋 一
5 番	野 口 昌 作	6 番	池 田 満 正
7 番	近 藤 大 介	8 番	西 尾 寿 博
9 番	吉 原 美 智 恵	10 番	岩 井 美 保 子
11 番	諸 遊 壤 司	12 番	足 立 敏 雄
13 番	小 原 力 三	14 番	岡 田 聰
15 番	椎 木 学	16 番	鹿 島 功
17 番	西 山 富 三 郎	18 番	野 口 俊 明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸 遊 雅 照 書記 …………… 柏 尾 正 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森 田 増 範	教育長 ……………	山 根 浩
副町長……………	小 西 正 記	教育次長……………	狩 野 実
総務課長 ……………	押 村 彰 文	社会教育課長 ……………	手 島 千 津 夫
中山支所総合窓口課長…	澤 田 勝	幼児教育課長 ……………	高 木 佐 奈 江
大山支所総合窓口課長…	岡 田 栄	学校教育課長……………	林 原 幸 雄
企画情報課長 ……………	野 間 一 成	税務課長 ……………	小 谷 正 寿
建設課長……………	池 本 義 親	農林水産課長 ……………	山 下 一 郎
水道課長 ……………	坂 田 修	住民生活課長補佐……	吹 野 正 幸
福祉介護課長 ……………	戸 野 隆 弘	観光商工課長……………	福 留 弘 明
保健課長……………	斎 藤 淳	人権推進課長……………	門 脇 英 之
農業委員会事務局長…	近 藤 照 秋	地籍調査課長……………	種 田 順 治
代表監査委員 ……………	松 本 正 博	会計管理者……………	後 藤 律 子
総務課参事 ……………	酒 嶋 宏		

午前9時30分 開会

開議宣告

○議長（野口俊明君） みなさんおはようございます。いよいよ本日が3月定例会の最終日となりました。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議長の職権による発言の取消しについて

○議長（野口俊明君） 日程第1、議長の職権による発言の取消しについてを議題とします。

この件は、3月16日に行いました一般質問の際に、質問者であります諸遊壊司議員が、山香荘のサッカー場建設について発言されましたが、その内容中、大山寺の旅館組合に対して一部不相当と認められる発言がありました。地方自治法第129条の規定によります議長の秩序保持権に基づき、発言の取消しを命じたので、ご報告いたします。発言の取消しを命じた内容については、お手元に配付のとおりであります。

日程2 諸遊壊司君に対する処分要求書の提出について

○議長（野口俊明君） 日程第2、諸遊壊司君に対する処分要求書の提出についてを議題とします。地方自治法第117条の規定によって、諸遊壊司君の退場を求めます。

（諸遊壊司議員 退場）

○議長（野口俊明君） 提出者の説明を求めます。足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） はい、議長。おはようございます。はなはだ貴重な時間を私のこういう提案に使っていただくことは、大変遺憾に思うところですが、なにぶんにも先ほどありましたように提出しましたように、一般質問の中で、諸遊議員の発言は、個人の名前を出しさらに団体の名前を出しという形で直接中傷されておりましたので、こういう形で提案させていただきました。

諸遊議員の発言で、一番感じましたのはね、少し読ませていただきます。先ほど削除になったところですが、「こういういい方をすれば大変失礼ですけれども、大山寺の旅館組合さんは、他人のふんどしで相撲をとる。ごめんなさいよ、いい方は悪いけれども」というふうになっております。ここの文面でですね、いかにも最初に「大変失礼ですけれども」、もうこの言葉を言うがために前後にいろんな謝りのところを入れて、あたかも自分のほうで興奮して言ったというふうにあとでは言っておられましたけれども、私にはもうちゃんと計画的な形での発言じゃなかったかなというふうに思われます。まあある意味で確信犯的な発言であったもんだというふう

に認識しております。えー、そもそも議会は、最高意志の決定機関であります。町民の福祉向上、権利の擁護、そういうものに、先頭に立って取り組まれる機関であろうかと思っております。その議会の場で、例えとしてでもですね、住民を軽蔑するような発言をされた議員がおられるということは、誠に遺憾なことであります。またそうした発言がですね、議会のその場で注意されなかったということも納得できないところでもあります。議員の皆さんが自由にそら議論されることは、最大限尊重されるべきではありますけれども、基本的人権を侵害するような発言はやはり許されないものだというふうに考えております。

どうかそのへんを考えていただきまして、適切な議会運営を行なっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。諸遊壊司君から、本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。これを許すことにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって諸遊壊司君の一身上の弁明を許すことに決定しました。諸遊壊司君の入場を許します。

（諸遊壊司議員 入場）

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君に一身上の弁明を許します。諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） 議長。ただいま懲罰委員会にかけられました諸遊壊司でございます。本当に貴重な時間、わたしのためにこうして時間をおとりくださいますことにまず感謝をいたします。ありがとうございます。

弁明書、先の3月16日に行いましたわたしの一般質問におきまして、足立議員、またその関係者の皆さま方に対し、わたしの不穏当な発言で、ご迷惑をおかけしましたことに対し、深く陳謝をいたします。

しかし、残念なことは、私の本筋の議論からではなく、わたしの真髓の議論からではなく、私が発しました不容易、不穏当な発言で懲罰動議を出されること自体、いかななものかと思うしだいでございます。確かに私の不穏当な発言で、お叱りとなれば、その発言を訂正し、お詫びをいたします。しかし、全体を通して議論するのではなく、言葉の端々を捉え、つまり言葉じりを捉えて云々議論することが、本当に開かれた議会の姿なののでしょうか。真に町民が求めている議会のありようなののでしょうか。決してわたし自身のことを弁解する気は毛頭ございません。人間誰しも一生懸命になればなるほど、力が入れれば入るほど、力が入りすぎ、発言する言葉の中に時として、失礼な発言も入ることがあるのではないのでしょうか。現にわれわ

れ議員の中にも、もちろんここでは、あんたがこう言った、あなたがこう言ったということは出しませんが、本人が気が付かなくともあとから人に注意されて「ああ、ちょっと過ぎた発言をしたな」とそう思っている議員も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。このようなことを一つ一つ取り上げて議員同士が、ああでもない、あんたはこう言った、あんたはこう言ったと、侃々諤々すること自体、議員の一人として一抹の残念さを感じるものでございます。

そもそもこの一件の基は、山香荘のサッカー場問題が起因でございます。わたしは、と言いますより、わたしたち議員は、去る1月議員全員の18名と、執行部から副町長、担当の室長とで関西方面、兵庫県、和歌山県、奈良県のフットボールセンターの3施設を視察に参りました。そこでわたしは、その3施設の担当者の方に、サッカー場を造られて、サッカー場を誘致されて何が地元にご貢献できましたかと、伺いましたところ、3施設と近くのコンビニで弁当がよく売れるようになった。近くの自動販売機でジュースやコーヒーがよく売れるようになった。そして何より交流人口が増え、交流人口が増えたため、選手並びに応援で来られ人の宿泊が増え、民宿、ホテル、旅館のお客さまが多くなったとそういうご答弁をいただきました。皆さんもご存じだと思います。

それならそれをわがまち大山町に置き換えてみるならば、民宿は町内にそれほど多くはございません。やはり宿泊となれば、大山寺になるわけでございます。足立議員も自らの一般質問で、サッカー場を誘致すれば、お客さんが大山に宿泊され、大山からのシャワー効果で全町にいい影響が出ると、数字を並べられてその効果を訴えていらっしゃいます。本人も、そう考えておられ、そう思っているならば、であるならば、何故自分たちで、つまり大山旅館組合の皆さんが、この山香荘の指定管理を受けられて大山寺のさらなる発展のため、さらなる活性化のために何故自らが努力をなされないのか、私は大変不思議に思うわけでございます。

そしてまた大山寺の旅館組合の皆さまに行政として、また町として、何故そう働きかけないのか、これも本当に不思議に思うことでございます。現に、今大山寺で旅館を営んでいらっしゃいます方の中には、自らが土地を購入し、自らが芝をはり、サッカー場、ラグビー場の練習場としてグリーンシーズンのお客さまを誘致するため、一生懸命努力をしておられます方が現にあるのではないのですか。

もう一度言います。わたしの不穏当な発言でお叱りを受けるならば、その件に関しましては深く陳謝をいたします。が、これは何も足立議員さんや関係者の皆さんに決して侮辱したことでございません。わたしはいつも言いますようにさらなる大山寺の発展と、さらなる大山寺の活性化を節に願ったものでございます。わがまち大山町は、秀峰大山を仰ぎ、農業も観光も栄えていかなければなりません。その大山の地元の本当の地元である大山寺の発展がなければ、大山恵みの里構想も絶対

成功はしないとわたしは強く思っております。

どうぞ、賢明なる議員の皆さん、そして傍聴に来ておられる町民の皆さん、またこのテレビを通して聞いていらっしゃる町民の皆さん、わたしの意図するところ、わたしの言いたいところを十分にご理解いただきたいと心より思っております。そして、これから出されました、懲罰委員会に出されました結論に対しましては、どんな結論が出ようとも素直に甘んじて受ける覚悟でございます。以上私の答弁とさせていただきます。貴重な時間、本当にありがとうございました。終わります。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君の退場を求めます。

（諸遊壊司議員 退場）

日程第3 特別委員会の設置及び付託について

○議長（野口俊明君） お諮りします。「懲罰の議決」については、会議規則 111 条の規定によって、委員会の付託を省略できないことになっています。

したがって、本件については、8 人の委員で構成する「懲罰特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、本件は 8 人の委員で構成する「懲罰特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました「懲罰特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、鹿島功君、椎木学君、小原力三君、岩井美保子君、吉原美智恵君、池田満正君、杉谷洋一君、竹口大紀君を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、「懲罰特別委員会」の委員は、鹿島功君、椎木学君、小原力三君、岩井美保子君、吉原美智恵君、池田満正君、杉谷洋一君、竹口大紀君を選任することに決定しました。

委員長・副委員長の互選のため「懲罰特別委員会」を開いてください。ここで暫時休憩いたします。

「懲罰特別委員会」委員のみなさんは、議員控室に移動してください。

午前 9 時 47 分 休憩

午前 9 時 55 分 再開

日程第4 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告

○議長（野口俊明君） 再開いたします。ただいま開かれました「懲罰特別委員会」の委員長・副委員長の互選結果の報告をいたします。

休憩中に開かれた「懲罰特別委員会」において、委員長・副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に小原力三君、副委員長に吉原美智恵君がそれぞれ決定したのでご報告いたします。諸遊壊司君の入場を求めます。

(諸遊壊司議員 入室)

日程第5 議案第8号

○議長(野口俊明君) これから日程第5、議案第8号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号

○議長(野口俊明君) これから日程第6、議案第9号 大山町社会体育施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(野口俊明君) 起立多数です。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号

○議長(野口俊明君) これから日程第7、議案第10号 大山町国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野口俊明君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 11 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 8、議案第 11 号 大山町赤松辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 12 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 9、議案第 12 号 大山町豊房辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 13 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 10、議案第 13 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

○議員（5 番 野口昌作君） 議長、5 番。

○議長（野口俊明君） 5 番 野口昌作君。えーと、まず原案に、この討論はまず原案に反対のものの討論を許します。

○議員（5 番 野口昌作君） 私は、この大山町神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定について、これについて反対の討論をさせていただきます。

まず最初に反対の理由といたしまして、この計画はいわゆる一番今言われており

ますところの、箱物の自治体を悩ませている典型的な箱物の計画であるというぐあいに思うところがございます。合併以来、この休養施設につきましては、ずっと赤字が続いて一般会計からの支出があっておるわけでございますが、これをどうしようかということで、ずっとまあ悩み続けて来られたということでございますが、この箱物というものを町長さんが、町長が、選挙戦のときに「箱物は見直します」ということをまず第一に言うておられます。そのことによって、町長さんに期待をかけて投票をされた住民の方も多々あるでないかというぐあいに思ったりしております。その見直すという中でも、農産物加工施設については、中止をするというようなマニフェストまで出していつておられます。その中で農産物加工施設はやられました。完成させられました。それから名和の陸上競技場のトラック改修は必要かというようなことですね、いわゆるこの箱物でございますけれども、これの維持管理についても必要であるかというようなことまで、選挙戦のときには述べておられます。そういう中ですね、今度は大山町で一番重荷になっている旧町単位でいいましても、いろいろあるわけでございますけれども、本当に重荷になっているこの山香荘のそういうようなまた二の前をするような形で、再工事いわゆるまた箱物を造っていくということは非常に問題があると。この計画を遂行したならばですね、また同じような悩みを抱え、そして施設が大きくなっておりますから、やめるときには、また多額の費用が掛かってきたり、どうするんだ、どうするんだということですね、話し合わなければならぬということになっているというぐあいに思ったりします。

そういうことからしてですね、この神田・渡道辺地に係る総合整備計画の策定に関しましては、私はですね、反対いたします。以上でございます。

○議長（野口俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 私は原案に賛成の立場から討論させていただきます。今回サッカーグラウンドの整備が予定されております山香荘は、確かに毎年、年間1,000万円から1,500万程度の一般会計からの持ち出しを必要とするということで、旧名和町時代からここ20年ほど町財政のお荷物のような言われ方をしてきました。そうした中であっても、平成7年に名和スポーツランドの陸上競技場が出来て以来、周辺環境の良さやその陸上競技場に近いことから、県内外の小中学生から高校生、あるいは社会人の陸上部の合宿地として、利用されてきました。また山香荘のグラウンドに天然芝を張った後は、同じようにサッカー関係者に愛され大変よく利用されてきました。私が12月定例会の際の一般質問で申し上げましたけれども、現在ガイナールがこの今年からJリーグ昇格を決めたわけですがけれども、このことに象徴

されますように、鳥取県はサッカー人口の比率ではサッカー王国と言われる静岡県に次いで47都道府県に第2位のサッカー熱の高い、自治体でございます。また近年は境高校や、米子北高校のサッカー部が全国大会で大変活躍している。その活躍は目覚しく、近年毎年のようにプロのサッカー選手がこの鳥取県から生まれております。その中でも、お隣の南部町出身の丸谷君は、丸谷選手は、18歳以下の日本代表の選手として、世界の舞台で闘った経験もあります。ここ大山町でも福尾の福留健吾君は、高校・大学サッカーで活躍し、現在海外ドイツでプロの選手を目指し、汗を流し頑張っておられます。彼らの多くが、小中高と山香荘のグラウンドで汗を流し技を磨き、そうした経験を持っています。参考までに陸上競技では、アテネオリンピックの女子マラソンで、金メダルをとった野口みずき選手も、かつて無名の時代に山香荘で合宿をされた経験があります。

こうしたように山香荘は、確かに町の財政からの持ち出しはありましたけれども、町内のみならず鳥取県内、この鳥取県西部圏域の青少年の健全育成、スポーツ振興にしっかりと貢献をしてきてまいりました。今回降って湧いたかのようなサッカー場建設のように感じておられた町民の方も多数あったとは思いますが、山香荘に鳥取県のサッカーの拠点を作りたいとの鳥取県サッカー協会の提案は、鳥取県のサッカー関係者の山香荘への深い愛着によるものであり、長年かけて培ったきた大山町とサッカー関係者の強い結びつきがあったからのものでございます。

今回整備するフットボールセンターサッカー場は、鳥取県の鳥取県フットボールセンターとして育成面では、鳥取県サッカーの一番の拠点となる施設です。

地域に、地域振興に大切なものとして、よくよそ者、若者、ばか者、これが大事だということがよく言われます。よそ者の新鮮な感覚、若者のエネルギー、ばか者の情熱、この3要素が地域を活性化することであり、逆に言えばよそ者を阻害し、若者を押さえつけ、ばか者がするとひよなことを冷ややかにみる地域は決して発展はしない。そういうことでございます。今回フットボールセンター建設にあたって、連携をしてまいります鳥取県サッカー協会は、大山町にとって正にこのよそ者、若者、ばか者の3要素を備えた団体です。ばか者とは、三度の飯よりサッカーが好きだというくらい強い情熱をサッカーに持っているということでもあります。

今回、こうした話を実現するだろうか、夢物語のような話ではないかというふうには感じられる方もあるかもしれませんが、もちろん夢だけでは生きてはいけません。しかし、夢のない人生もむなしい。景気の悪いこういう時代だからこそ、若者に職がなく、先行きが見通せない暗い時代に、東北関東の大震災で、本当に明日が不安な時代だからこそ、子どもたちには明日は必ず来るとわたしは教えたいと思います。頑張れば、明るい未来が待っていると、夢を持ってもらいたいと思います。スポーツはそのことを教えることができる貴重なアイテムです。別にサッカーである必要

はないわけですが、野球でもバレーボールでも柔道でもいいわけですが、たまたま先ほど申し上げましたように、大山町はサッカー競技とご縁があった。縁とは大切なもので、決して求めたからといって得られるものでもありません。

先ほど言いましたように、ガイナレ鳥取は、これからＪリーグで闘っていくわけですが、その選手の中には、ワールドカップの日本代表選手となった岡野選手であったり、服部選手といったような方々もおられます。この大山町に、サッカー場を、フットボールセンターを建設することによって、そういった日本の頂点に立たれた、世界を舞台にして闘われたそういった方々と大山町の少年たちとの交流をする機会も必ずできてきます。

わたしはそういった方々と直接繋がるチャンス、そこから背を向ける必要は全くないと思っております。今回のフットボールの建設は、必ず大山町の子どもたちに夢を持たせ、地域に活力を与えてくれるそういう事業だと思っております。以上をもって賛成討論といたします。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 原案に反対ですか。

○議員（3番 大森正治君） 反対です。

○議長（野口俊明君） 反対者の討論を許します。

○議員（3番 大森正治君） わたしは住民の意志はどうかという観点から、反対討論をしたいと思っております。辺地の総合整備計画といいながら、地元である神田渡道の多くの住民は、サッカー場への整備を歓迎していらっしやらないというのがこの計画の大きな問題点であると思っております。神田集落での説明会、これ去年11月にあったもんだと思いますが、そこでは反対の声はなかったとのことではありますけども、一方賛成の声もなかったと聞いています。そして地元では賛成の意見よりも反対の声が多いということを知っております。サッカー場建設計画中止の陳情が出された後、サッカー場整備促進を求める陳情が出されました。4者から出されました。しかし、この中には、地元神田や渡道の住民の皆さんからの整備を求める陳情はありませんでした。つまりサッカー場整備について地元からの積極的な要望はないということです。私は地元はその意志がない計画を押し付けてもその計画は成功しないと考えます。また町民の多くは、この計画に賛成ではないと判断できます。それは短期間に、2,000以上の計画中止を求める署名にも現れているとおりです。わたしもたくさんの町民の方に賛否を聞いてみました。しかし、ほとんどの方が必要ないと答えておられます。例え詳しい計画を知っておられなくても、直感的に必要なと判断されております。わたしはこの直感が大事だと思っております。始めは、直感的に反対であっても、理解が進めば賛成に変わることはあると思っております。しかし、多く

の町民の理解はいまだ得られていないというふうに考えます。町長も本会議で繰り返し、説明不足かもしれないということをおっしゃっているように、理解を得るには、しっかり説明して、疑問点には十分答える必要があります。

ところが、町民の多くの理解を得るにはまだいたっていません。その点からもこの計画を今決定することには、無理があるというふうに思います。

以上、地元の住民や、多くの町民の賛同が得られないそういう計画は策定すべきではないということを申し上げて、反対討論とします。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 私は、大山町の将来を対極的に考えるにあたって、賛成の討論をいたします。

まず、この件で辺地債を借りることになりますが、今の大山町の財政状況についてまず考えてみたいと思います。今の大山町は、公債比率が17.1%、将来負担率は97.8%です。イエローカードは25%であります。レッドカードは35%、日野町が今32%、財政再生の注意勧告を受けるのは、40%からであります。夕張が42.1%、そのような状況であります。また、将来負担率については、将来負担率というのは、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものであります。将来に対して。イエローカードが350%、日野町が196.3%、米子は212.2%、夕張は1,164%、そういう状況であります。今の大山町で、今日の新聞にもありましたが、選挙人名簿登録者が人口減が730人、前回のときに比べて730が減になっています。これは大山町の本当の危機ではないでしょうか。その中で、国が辺地債また過疎債を進めているのは、地方が元気にならねば、日本は元気にならない、そういう考えでもって、今の辺地債、過疎債を進めているのだと思います。

今の大山町の財政状況において、辺地債を利用して、このなかなか近辺にない、ここにしかない物づくりを進めるこの事業は、逆に大山町に対しては、救いの光の施策ではないかと思っております。

そしてまた、神田の住民の方のことを今、大森議員が言われましたけれど、神田についてもこの機会でないかと、神田がどうして生まれたのか、そういうことが分からないと思いますので、名和町誌に基づき神田について考えてみたいと思います。

この神田については、昭和6年名和町の旧陸軍軍馬補充大山支部の跡地に、呉海軍工廠の縮小により、ロンドン軍縮海軍の縮小により生じた、失業家族を誘致して神田農場を開設されたことが始まりであります。その間、幾多の曲折があり、開墾の夢が破れかけたり、いろいろ家族が呉に帰ったり、そういう悲惨な事例もあり、神田の地が本当に開墾に適しているのか、名和村と神田の住民との不信感があった

り、いさかいがあつたりと聞いております。そしてその時に鳥取県知事、また名和村長を始め、多くの人々の努力があつて何とか今の神田の地の開墾が成功しているわけであります。その当時移住者数は、男子 46 人、女子 45 人、学齡児童は 16 人だったそうです。その時の鳥取県知事が、この社会問題として新聞に取り上げられたりしましたので、幾多の骨をおられ、その鳥取県知事の名前が神田さんだったそうあります。そして神田という名前がついたようであります。今はりんご園として、町の特産品の一部を担っています。このりんご園にあるお年寄りが、「山香荘が無くなったら自分りんご園止める」そう言われました。

いろいろな考え方があるでしょうけれども、何とか補助金を使って、有利な方策でただサッカー場建設それだけの問題ではなくて、神田が地盤沈下する、そういう考え方で物事を捉えてはどうでしょうか。大山町で、大山の合併の中で一番真ん中の辺りが、光がなくなって沈んでしまう、本当にいいことでしょうか。長い年月をかけて山香荘はずっと生き長らえてきました。それがこの事業が、取り止めになることで、ずっと先々 1,500 万も出せませんから、閉鎖になることは可能性が大です。そう考えてみれば、今、恵みの里構想でもう道の駅も始まっています。それが中山東伯道路が開通すれば、そこに来るお客さんもほとんど可能性がなくなります。せめてサッカーを通じて家族連れや、試合を通じてたくさんの小中高校生が来る、その方たちが道の駅に寄って何が悪いでしょうか。また今の大山町のこの沈滞状況の中、ことわざで「風が吹けばお金が儲かる」という言葉があります。何かアクションを起こして風を吹かされなければ、大山町自体が沈下してしまいます。そのように思います。そしてまた今日本の国は大変な状況になっています。いつまでも「地方に光を」などといって、交付金が続くことも考えられません。これが本当に最後のチャンスだと思います。

そして、青少年についての夢と希望ですが、今の日本でもこうして震災になって暗い、わたしたち自身も心が痛んでいる暗い世相ではありますが、芸術とか音楽とかスポーツ、これは生活必需品ではありますが、人の心の栄養となり、勇気と希望を与えるそういうものであります。そういうところのほかにはないスポーツの拠点として小さな光を放つ、そういう場所が大山町にあってもいいのではないのでしょうか。以上のことからわたしは賛成といたします。

(拍手あり)

○議長(野口俊明君) 次に、原案に反対の者の討論を許します。

○議員(10番 岩井美保子君) 議長、10番。

○議長(野口俊明君) 10番 岩井美保子君。

○議員(10番 岩井美保子君) 議案第 13 号 大山町神田・渡道辺地に係る総合計画の策定についてに反対の討論をいたします。

大山町にはたくさんの畜産があります。現在名和地区では、畜産のエリアであります。高田には養豚場、小竹にはブロイラー、渡道には採卵場、神田には酪農、香取にも酪農を経営しておられます。この方々は、投資額がとても大きくて1億から2億、それ以上の投資をして頑張っておられます。が、近年、鳥インフルエンザ、または口蹄疫という目に見えない敵に不安な毎日を過ごしておられますことが現実にあります。私は、地元議員として、また議会推薦を受けて一農業委員として、畜産振興の観点から、反対をするものであります。終わります。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番、西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） わたしは、この総合計画に対して、賛成という立場で発言をしたいと思っております。のちのち出てきます、22号の予算についてもお話をしたいなと思っております。まあ重複しないように話したいと思っておりますが、その時にわたしは付託された経済建設委員長として、幾度か長い時間にわたり、皆さんと協議したつもりでおります。

この大山神田・渡道という、いかにも小さいエリアの総合計画というふうになっておりますが、この計画の元、元始は、山・大山、海・御来屋、そして横軸として中山地区、あるいは大山地区の要としてですね、総合計画の中に盛り込んだ、これは辺地を使うものでありまして、大変有利な起債を起こすということもありますが、わたしは、大山町全ての利益を考えたときに、これをもし止めたときのことを考えたほうが、大変なマイナスだなというふうに考えております。

実は皆さんご存じと思いますが、今大山、大山寺ですが、大変に苦勞しております。これはもう十何年前から始まっております。スキー客の激減、これは当然若者のスキー離れ、あるいは若者の減少であります。その中で、グリーンシーズン、夏のお客受け入れとして、最適なお話しが来たなとわたしは直感で思いました。住民の直感が大事と言われた方がおられますが、わたしたちはその代表として、さまざまなことを聞きあるいは調査しております。その中でわたしは、直感しました。これしかない。ただ手法としてさまざまな意見が出たり、あるいは報道のやり方によっては、違う方角からの話が出たり、住民の方は右往左往したかもしれませんが、わたしたちはそれをしっかり分析し調査したつもりでおります。調査地に行ったのもその一環だとわたしは考えております。

その中で反対者の方も認めております。地域には必ず何かを持たせられると、その量が分からない。そうでないんです。この神田地区は、何かをしなければ無くなるという話から発想しています。そして、大事な要もあると思います。これ無くしてもいいんでしょうか。これから先々、大山復興ののろしが上がってまいります。

これは日本の震災にも必ずやいろんな意味で関わっていくものと思います。

今、鳥取県は、大山にもの凄く力を入れています。当然、大山、あるいは鳥取砂丘、これが無くなると鳥取県も困るんです。それをですね、大山町ばかりみたいな。議員は、偏った地域、あるいは小さな地域を考えるでなくて、大山町、あるいは鳥取県、大きな大山町の利益を考えて行って欲しいと思います。

そして、昨年度、ワールドカップの誘致に日本は単独で失敗しております。しかし、先ほども申しましたが、日本復興の応援はこれから世界中から、ますます深まると思っております。そうした中で、もう一度単独でワールドカップ誘致、あるやもしれません。もしなくても、わたしはのちのち大山町にサッカー場があったらなというような話を聞けば、その時にわたしは議員としておったんだよ。わたしはその時に何を言ったかと、ということを残したいがためにここに賛成の今、壇におるだけです。

この重い選択というふうに思われておりますが、わたしは重くありません。絶対にこれはね、良くなりますよ。そして20年後どうするの、10年後どうするの、神田山香荘だってそうだったではありませんか。良かったのは10年でしょう。そして住民の要望の話も出ました。住民の要望、住民の要望はこれ参考にします。それがすべてではありません。いいか悪いか決めるのはわたしたち、あるいは執行部でしょう。要望があったらすべてするんですか。なかったらしないんですか。そのような判断でいいんでしょうか。なくてもしなきゃならないものはする、今は反対でもこれから良くなるものもある。あるいは、地域的に違うところもある、こっちが得するところこっちが駄目、いやなものもありますよ。でもどっかに持っていかないけんことあります。この場合は、わたしはね、そんなんないんですよ。ここも良くなる、大きくしても良くなる。まして経済的な話もされました。心配ありませんよ、いけます。わたしは直感と調査した結果でそう思っております。以上で終わります。また22号でも話をしたいと思います。

○議長（野口俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。次に原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、議案第13号は、否決されました。

日程第 11 議案第 14 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 11、議案第 14 号 大山町過疎地域自立促進計画の変更について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 15 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 12、議案第 15 号 鳥取県西部ふるさと振興基金の廃止に伴う財産処分に関する協議について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 16 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 13、議案第 16 号 大山町総合計画（基本構想）の変更について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 51 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 14、議案第 51 号 大山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 52 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 15、議案第 52 号 大山町職員定数条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 52 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 10 時 50 分といたします。

午前 10 時 39 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

日程第 16 議案第 17 号～日程第 34 議案第 35 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。

これから日程第 16、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算から、日程第 34、議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算まで、計 19 議案を一括議題とします。

平成 23 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 近藤大介君。

○平成 23 年度予算審査特別委員長（近藤大介君） はい。ただいま議題となりました平成 23 年度予算審査特別委員会の調査結果につきまして、報告をいたします。

平成 23 年 3 月 7 日、平成 23 年第 3 回大山町議会定例会において設置された議員

全員による平成 23 年度予算審査特別委員会に付託された予算の議案について、審査したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件は、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算から議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算まで、計 19 件の新年度予算であり、事件の内容は、これら 19 の平成 23 年度予算の審査であります。

審査の経過及び審査の結果について申し上げます。付託を受けた 19 議案について、分科会方式により、平成 23 年 3 月 9 日から 18 日の間に審査を行うとともに、22 日に全体会を、委員全員で行いました。

その結果、議案第 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算を否決し、その他 18 議案は、可とすべきものと決しました。

否決した第 22 号議案にかかる賛成意見としては、「サッカー場建設による集客を利用し、産業の活性化を図るべき」、「補助金や辺地債の活用により、町の負担は少ない」、「翌年度以降、サッカー協会の補助金や、サッカーくじの補助金を活用できる保証はなく、夏場の大山観光他、地域に広くメリットがある」といったものでした。

反対意見としては、「山香荘の利活用は大いにやるべきだが、サッカーは先行き不透明」、「経済波及効果及びランニングコストの計画に甘さ、不安がある」、「計画が性急である」、「サッカー場など多額の予算を使わなくとも、今ある資源を有効に活用することで活性化は可能」といった意見があり、採決の結果、賛成 8 人、反対 9 人で否決となりました。

次に、付帯意見を申し上げます。総論として、国・地方公共団体を通じて歳入・歳出一体改革の必要性が叫ばれるなか、わが町の財政運営においても、効率的で持続可能な財政への転換が求められています。限りある財源を有効に活用し、豊かで活力あるまちづくり、町民の安心・安全な暮らしの実現、災害に強いまちづくり等の施策については、積極的に取り組まれます。

町税、国民健康保険税、住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、上・下水道使用料等の未収金について、滞納対策室を中心とした関係各課の努力は高く評価するものの、未収金総額は依然として増加の傾向にあります。納付勧奨や納付相談、滞納者の現状把握に努めるとともに、連帯保証人への指導や悪質な場合の法的処分等、未収金の解消に向け一層努力されることを強く求めます。

各論でございますが、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算について、地籍調査事業は、事業進捗率 51.5% で、山間部の調査が依然多く残されるなか、土地所有者の高齢化により、山林の隣地との境界確認が困難となりつつある現状があるため、事業の早期完了を目指して、一層の推進を求めます。

また、各種がん検診をはじめとする健康診査の受診率は、近年低下傾向にあり、

受診率の向上は、大きな行政課題であります。健康づくり推進事業との連携を深めながら、町民へのさらなる啓発、受診勧奨に努め、健康の増進や医療費の縮減に結びつく取り組みとなるよう努力されたい。

議案第 25 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について、21 年度中途から、大山診療所は、固定医不在のため、応急的体制で診療を継続しているが、地域住民の不安は大きく、また診療収入、診療件数とも、年々減少しています。経営の安定と会計の健全化に留意し、固定医確保に向けての対策を早急に検討されたい。

議案第 32 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について、23 年度事業計画では、平成 22 年度に造成した大山口駅前団地 7 区画と、ナスパルタウン分譲地 5 区画の計 12 区画を販売する計画となっています。一層の販売努力と、観光分野との連携による効率的、効果的な宣伝方法の実施に努められたい。以上でございます。

○議長（野口俊明君） ただ今の予算審査特別委員長の報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論・採決を行います。討論・採決は、1 議案ごとに行います。

日程第 16 議案第 17 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 16、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算について討論を行います前に、野口昌作議員外 2 名から、一般会計予算に対し、お手元に配付のとおり、修正の動議が提出されております。この動議は地方自治法第 115 条の 2 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定に基づく動議でありますので、これを本案と併せて議題といたします。

初めに、野口昌作議員外 2 人から提出された議案第 17 号 平成 23 年大山町一般会計予算に対する修正案について、提出者の説明を求めます。野口昌作議員。

○議員（5 番 野口昌作君） 私は、議案第 17 号 平成 23 年度大山町一般会計予算に対する修正案を提出いたしました。これについて説明をいたします。

提出者として、わたしが発議者でございます。諸遊議員さん、竹口議員さんを共に提出いたしましたところでございます。

内容といたしましては、第 1 条中、原案の第 1 条中、97 億 4,000 万円、これ予算総額でございますが、予算総額 97 億 4,000 万円の予算を 97 億 3,958 万円と改めるものでございます。42 万円の減額修正でございます。

次に、第 1 表の歳入歳出予算の一部を次のように改めるということで提出してお

ります。42万円の減額につきましては、80項、項80項の繰越金、款5項の繰越金でございますが、これを42万円減額いたしまして、1億の原案でございますものを9,958万円と改めるものでございます。歳入合計が97億3,958万円でございます。

歳出のほうでは、歳出総務費10款総務費、これを42万円減額いたしまして15億2,981万円とするものでございます。また項では5項総務管理費を42万円減額いたしまして、13億2,614万8,000円とするものでございます。よりまして、歳出合計が42万円減額になりまして、97億3,958万円とするものでございます。

歳入歳出予算の事項別明細書、説明でございますが、総括といたしまして、歳入では、繰越金を42万円減額いたしまして、1億円の繰越金を9,958万円と改めるものでございます。

歳出のほうでは、ここでも総務費を42万円減額いたしまして、15億3,023万円の原案を15億2,981万円と改めるものでございます。

詳細につきましては、最後のページを説明させていただきます。

ここでも歳入といたしましては、繰越金を42万円減額するものでございまして、今年度1億円の原案に対しまして、42万円減額いたしまして9,958万円とさせていただくものでございます。

歳出のほうといたしましては、総務管理費の中の、6番、企画費目の企画費を42万円減額いたします。48万9,525円の原案を48万9,105円とさせていただきます。この財源といたしまして、一般財源を42万円減額し、4億3,499万8,000円とするものでございます。この内容でございますが、これは大山恵みの里公社の運営業務補助金、3,200万みであります。これを42万円減額いたしまして、3,158万円とさせていただくものでございます。これにつきましてはの提案理由といたしましては、まず、昨年度もこの恵みの里公社の業務補助金につきまして、もう少し考えていただかなければいけないということから、修正案を提出いたしました。昨年は修正案が受け入れられなかったということがございます。

私たちは、その昨年度に続きまして、この修正案を出すにあたってですね、この恵みの里公社の内容をいろいろと公社のほうから、出ている書類を聞いたり見たりしましてですね、聞いてみますに、給与費、いわゆる給与、人件費ですね、人件費で非常に多額の人件費が支払われている職員っていいですか、役員っていいですか、方がおられるということでございまして、これはわたしたちが普通考えた場合には、この金額は妥当性を欠くでないかというぐあいと思うところでございます。補助金でいろいろと、各団体が運営しておられます。例えば大山町観光協会とか、町の商工会とか、土地改良区とか、社会福祉協議会という団体があったりします。他にも補助金で運営されている団体があるとは思いますが、その団体の中でですね、分かりやすく説明させていただきますと、例えば一人の職員にですね、1,500万ぐ

らの給料が払ってあるといたしますと、これは非常に妥当性を欠くというぐあい
に思うところでございます、そのそういうような金額をですね、行政のほうで、
チェックしながらそれを妥当性のあるものに、補助金額を減らしながら、団体に考
えていただくということは、必要でないかというぐあいに思うところでございます。
われわれ議会もですね、そういうようなところも行政のやり方というものをチェッ
クし、そして監視する機関でもありますし、その責務もあると思うところござい
ます。私はですね、この恵みの里公社のほうに、出されている補助金の中から、非
常に多額の人件費が払われているということに対しましてですね、これはやはり改
めてもらわなければいけない、改めなければいけないという観点からこの修正案を
出させていただいたところでございます。どうぞよろしくご審議いただきますよう
お願いいたします。

○議長（野口俊明君） これより平成 23 年度大山町一般会計予算修正案に対する
質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（16 番 鹿島 功君） 議長、16 番。

○議長（野口俊明君） 16 番 鹿島 功君。

○議員（16 番 鹿島 功君） ただいま修正案の説明がございましたが、46 万と
いう根拠の具体的な根拠が分かりませんので、もっと詳しく教えてください。

○議員（5 番 野口昌作君） 議長。

○議長（野口俊明君） 5 番 野口昌作君。

○議員（5 番 野口昌作君） 42 万でございますけれども、具体的に数字を申し上げ
ますと、人件費として、一人の職員の方に恵みの里公社の職員っていいですか、
役員の方ですね、役員の方に 840 万円の報酬が払われております。それで 840 万円
の報酬が、22 年度 840 万円ですが。それでその中で、補助金として出ているのはそ
れの半額の 420 万でございます。これは公益部門で 420 万円、収益部門で 420 万円、
収益部門といいますのが、恵みの里の道の駅だとか、それからいろいろと農産物を
持ってでられますところのそういう部門、それから農産加工所というところのす
ね、それらの部門を収益部門と言ったりしますし、公益部門といいますのは、そう
いう収益に繋がらない事業をやっているところでございますけれども、結局収益に
つながらないところに補助金が出されておまして、結局収益のほうから、半分、
公益のほうから半額ということで 420 万円が出されておりますので、その 420 万円
というものの 1 割をカットさせていただいて、総額では 420 万円が、42 万円がカッ
トになりますから、総額では 84 万円のカットをしていただきたいというような考え
方でございます。そういうことですね、ごめんなさい、420 万円ですね、1 割と
いう考え方でですね、42 万円の減額としたところでございます。

○議員（8 番 西尾寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） えーと、わたしちょっとびっくりして聞いておったわけですが、1,500万と言われたのは、全然関係ない数字なんではないですか。1,500万うんぬんかんぬんとあったわけですが、1,500万もお払いした方がおられたのかなと、一瞬ちょっとびっくりしましたけれど。それが一つ。

それとこの職員あるいは、専従者の方だと思いますが、給料といいますか、報酬の決定権は、うちにはございませんので、これは理事会のほうにあるように、わたしは把握しておりますが、これを補助金としてカットした場合にそれがそのままその方の報酬に反映されるかどうか、そのへんのお考えを二つお願いします。

○議員（5番 野口昌作君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） まず最初に1,500万円はですね、話が分かりやすいような（「分かりにくいですよ」と呼ぶ呼び者あり）え、1,500万円という分かりやすい大きな数字でですね、結局多額のお金を払った場合というようなことですね、1,500万円をたとえ話として、出させていただきました。

それから理事会でですね、決定せねばなりません。ですからですね、理事会のほうで考えていただかなければならないこととございますけれど、反対にですね、では理事会が決定したらですね、それを全部払っていくかという、例えば1,500万理事会が決定したらそれを払っていくかということなんです。ですから、理事会のほうもそういう妥当性のある金額というものを考えていただかなければいけない、という考えでございます。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） えーとですね、わたしたち議員は、だいたい勉強しておりますから、1,500万と言われて本気にする方はおられませんけども、例えばという、例えば1,000万でも良かったと思うし、800万でも良かったと思いますが、わかりづらい話には、必ず何かの理由を付けていただきたいなど。町民の方は、かしこい方もおられますけれど、なかなかそこまで分かっておられる方おられませんと、わたしは認識しておりますので、誤解のないように説明していただけたらなど、今後とも話ですが。そして先ほど説明がありました理事会のほうにお願いしたいと、それは理事、わたしたち議会は、その補助金に対しての中身を精査するのも、仕事であります。その中身に対しては、さまざまな形でこのお金3,200万の中に入っております。その中身についても吟味をしたりしておるはずでございます。その中の議員の代表としての理事も出させていただいております。そのような方法で理事会の中で発言はあろうかなというふうに思いますので、これが必ずや反映さ

れるかどうかという、もう1点そのことについて認識はどの程度なのかなという。例えばですよ、例えば分かりやすく言いますと、もの申す、あるいはこのようにしていただきたいというようなことは、もう常々言っているわけですしそれを決定するのは、やっぱり理事会でございます。そのようなことはもう一度、どうお考えですか。

○議員（5番 野口昌作君） はい、議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） まあ理事会のほうはですね。そういう金額などを決めていかれるということは分かっておりますけれども、まあ補助金を出す側が、これは高いと、今3,200万補助金の予算が組んでございますけれども、これをなら補助金を出す側が、3,200万を2,500万にするということをしてですね言って、2,500万に決定し、予算を議会が議決すればそういうことになってくるわけでございます、その中でまた理事会がどういうぐあいに考えられるかということになるわけでございます。そういうことでですね、理事会とそれからこの予算というものは表裏一体だというぐあいに捉えております。

町の行政のほうはですね、いくら補助金を出すんだということがですね、先に決ると、先に決めてその中から理事会のほうがですね、いろいろと工夫をされるというのが本来でないかというぐあいに思ったりします。

○議員（8番 西尾寿博君） 了解。

○議員（10番 岩井美保子君） 議長、10番。

○議長（野口俊明君） 10番 岩井美保子君。

○議員（10番 岩井美保子君） ちょっと、野口昌作議員に質問したいと思います。

この3,200万の補助金については、わたしたち経済建設常任委員会では、福留課長から、ちゃんと説明を聞いております。3,200万組んでありますけれども、精査をしながらちゃんと出していくと、いっぺんにポンとそれお任せということで、出さないということをわたしたちは聞いております。ですからまあそういうふうにしたんですけれども、そういうことはご存じなかったんでしょうか、野口議員は。

○議員（5番 野口昌作君） はい、議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 今、岩井さんが言われましたことはですね、経済建設常任委員会の方から聞きました。聞きましたがですね、いわゆる根拠となっておりますのは、その精査しながら出すという根拠となっておりますのは、予算要求があつておる訳でございます。恵みの里公社のほうからですね、例えばこの役員報酬には、420万円だとか、光熱費には24万円だとか、車両運搬具には70万8,000円をというような予算要求があつているわけでございます。これに基づいて3,200万

が決定されております。ですから、これに基づいてまた精査しながら払われるということになるわけございまして、やっぱり人件費については、3 カ月分を払われるか、1 カ月ごとに補助金として出されるかそれは分かりませんが、やっぱりこの予算要求額が基になっているということですね、考えて私は提案しているものでございまして、まあおそらくそういうことではないかと思ったりします。

○議長（野口俊明君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 今、42万をまあ420万の公益分の方からの1割だということをお聞きしました。何故その1割になったのかというのが分かりませんので、その1割になった理由をお聞きしたいと思います。

○議員（5番 野口昌作君） はい、議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 例えば役場の職員の方ですね、課長職というのがあるわけございしますが、課長職ですね、だいたい給料表もっておりますけれど、まあ給料が40万円くらいでないかなというぐあいにはまあ思ったりもしますと、それで40万円ございしますとですね、15カ月としますと、600万円ございします。この今話題にしております方はですね、840万円という額でございしますから、まあ840万円、600万円という中でですね、これを引いたところが、756万円になりますか、話をしておる方がですね、そういうことございまして、あまり数字にどれが一番正しいといいますか、足し算、引き算してですね、なんぼという答えはこの場合はないわけございまして、これくらいなところで、まあこれまでの経過からして1割減額くらいでも是非していただかなければ、この金額は誰がみても、もう少し高いなというぐあいには考えますけれども、妥当性というものを匂わせられるでないだろうかというように感じたところございします。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 今聞いておきますと、1割というのも別に根拠がないような答弁だったというふうに思いますが、要はもう一度確認ですけれども、1割くらいでいいというふうに感じて決めたということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） はい、まあそういうことございします。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで修正案に対する質疑を終わります。これから、討論を行います。討論は、修正案と原案に分けて行います。

まず、原案に対する賛成討論を許します。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 続きまして、原案及び修正案に対する反対討論を許します。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番、竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） 今42万円減額の修正案が出ましたが、わたしは、この減額理由、野口昌作議員が出された理由にも賛同するわけですが、他にこのように考えました。

減額理由としては、報酬の決定は先ほどありましたように理事会の判断というのはもっともの話であり、わたしは法定福利費に注目しました。つまり公社負担分の社会保険料、厳密にいきますと労働保険等とも入ってきますが、このたびは社会保険料について考えてみました。

3月の定例議会の会期中に、議会と恵みの里公社の懇談会があったのが記憶に新しいところでございますが、その中で専務理事の話で、「報酬840万もらってますが、報酬840万のうち半分の400万は、経費として使っています。一度報酬としてもらってから経費として使ってます」というふうに話がありました。議員の皆さんもおられましたし、公社の理事長であります町長他、関係者もおられました。補助金を出す団体が適切な会計をしているかどうかというんのは、厳密にチェックすべきことだと思います。適切な会計処理、報酬実質400万、経費が400万だということであれば、適切に会計処理をすれば、本来払わなくてすむ公社負担分、法人負担分の社会保険料というのは減ってきます。これ23年度の額でざっと計算しますと、公社負担分の折半額として厚生年金保険料、これが59万7,000円約、から34万6,000円になり、健康保険料は46万8,000円から23万7,000円になり、総額しますと、公社負担分の社会保険料が106万5,000円約、ありますところが、適切な会計処理をすれば公社負担分社会保険料が58万4,000円、つまり48万円ぐらいは減額できるのではないかと、まあ実状、多少誤りがあると思いますので、10%程度誤差を見込んで42万円程度は補助金を減じて、現状と変わらない運営ができるというふうに考えてこのような判断をいたしました。以上で終わります。

○議長（野口俊明君） 修正案に反対する・・・

（「休憩をお願いします」と呼ぶものあり）

○議長（野口俊明君） 休憩にします。

午前11時27分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。続きまして修正案に反対する討論を許します。

○議員（12 番 足立敏雄君） 12 番。

○議長（野口俊明君） 12 番 足立敏雄君。

○議員（12 番 足立敏雄君） 私は修正案に反対の立場で討論をさせていただきます。この修正案、42 万の人件費の削減ということでございましたが、基本的に先ほど野口議員も言われましたように、恵みの里公社の運営そのものは公社側にあります。まあ確かに予算を出す以上、こちら側が予算の使用についてはチェックすることもできますし、いろいろな権限もあるわけですけれども、一応人件費等、それから誰を任命するのか、そういう任命権につきましても、公社側にあります。で、この間、議員皆さん、全員ご存じのように、初めて公社と懇談会を持たれたような状況でございます。振り返って、さらに振り返ってみますと、この公社はですね、創られるときに町長の提案で、なおかつ議会が承認をいたしまして、で、町長と議長を理事に出すという形で、ある意味では創る条件の中にそういうのも入っていたように思われます。で、そういう中で、今の理事さんたちは、わたしたちはそういう条件の中で自分たちも理事を受けた。誰もその責任が伴ってくるですね、ひょっとしたら赤字になるかもしれないような公社の理事を喜んで受ける人なんてほとんどおられません。そういう中で、きちんと理事を受けていただいて今の組織を認証していただいて、理事を受けていただいているわけでございます。ですからこれがそのいい悪いじゃなしに、こういう疑問点があるんだったら、まだこれから恵みの里公社の理事会と議会とが、いろんな意味で何回も話しあってですね、こういう人件費のことがあるんだったら理事会でもっと下げるようになるのかというような提案も理事会のほうに出していただいて、今、早急にこういう修正案で、修正する必要はないんじゃないかなと思います。先ほども経済建設の委員長のほうや、委員の方からも説明がありましたように、所管します観光商工課のほうではそういうところはしっかり考えながら予算を執行していくというふうに言っているわけですから、いくらでも途中で本当に減額できるものなら、補正予算をやってでも減額することはできるわけですから、この当初予算からいきなりこういう修正案で減額することには反対でございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に原案に対する賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 次に、野口昌作議員外 2 人から提出された議案第 17 号の修正案に対する賛成討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。他に討論はありませんか。

○議員（15番 椎木学君） 議長、15番

○議長（野口俊明君） 15番 椎木学君。討論ですか。えーと、待ってください。そういったしますと、まず原案に賛成者の討論は終わりました。

次、原案及び修正案に反対者の討論を許します。修正案に対する反対者の討論を許します。15番 椎木学君。

○議員（15番 椎木学君） 野口議員のほうから修正案が出されたわけですが、町の予算の中には、いろいろな事業団体について補助金を出しているわけですが、町の予算の中には、いろいろな事業団体について補助金を出しているわけですが、説明を聞きますと、まあこの恵みの里公社の3,200万の中の人件費に相当するのが840万というふうに聞いているから、その公益収益で2分1の1割ぐらいがという非常に不確かな数字で修正案が出されております。で、考えてみますに、町が他にも、いろいろと出しておりますけれども、この事業は、高いだろうから、1割下げてやろうというようなことも当然あてはまるわけですが、非常にまあ明らかに瑕疵があるならば、数字があるならば、減額は認められると思いますけれども、予算の段階で、高いだろうから下げなさいというのは、混乱を招くばかりであって、根拠が、妥当な根拠がないというふうにわたしは、感じますので反対といたします。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に原案に賛成者の討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 次に、修正案に賛成者の討論を許します。ありませんか。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第17号を採決します。採決の順序は、まず修正案を諮り、次に原案についてお諮りします。

初めに、野口昌作議員外2人から提出された修正案について、採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。よって本修正案は否決することに決定しました。

次に原案について、採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第17号は委員長の報告

のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 18 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 17、議案第 18 号 平成 23 年度大山町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 18 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 19 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 18、議案第 19 号 平成 23 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 19 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（野口俊明君） 日程第 19、議案第 20 号 平成 23 年度大山町開拓専用水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。これから議案第 20 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 20 号は委員長の報告

のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 20、議案第 21 号 平成 23 年度大山町情報通信事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 21 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 22 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 21、議案第 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「議長、休憩」「進行がおかしいよ」「休憩」と呼ぶものあり〕

○議長（野口俊明君） 休憩します。

午前 11 時 43 分 休憩

午後 13 時 再開

○議長（野口俊明君） 再開いたします。

これから日程第 21、議案第 22 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。討論があるということです。まず、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（8 番 西尾寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口俊明君） 8 番 西尾寿博君。はい。

○議員（8 番 西尾寿博君） 委員長報告が反対ということなので、賛成の立場でお話しをしたいと思います。

実は、わたしの所属してます経済建設常任委員会、わたしは委員長をしております、採決権がございませんでした。そのためにですね、2 対 3 という結果で、原案を否決という結果を出しております。わたし委員長として、この問題、経済建設は実は 1 期生の時からおるわけでした、今 2 期目になりまして、副委員長を経て今、経済委員長をさしていただきました。その中で、合併した当初からこの山香荘の問題は、既に始まっておりました。聞くところによりますと、旧名和時代からの引き続きだということでございます。これをなんとかさせないかなとわたしたちその当

時の委員会も思ったところでございますが、格別いい策もなく、あるいは当初できた目的であります活性化の施設、地域活性化の施設拠点、あるいはスポーツ振興の拠点というような意味合いにおいて、まるっきり違うものに変えるということが難しいということも判明しております。その中でさまざまな検討、そして案も出されましたが、そういった点からですね、無理だ、あるいは具体的にはできないというようなことを長い間かけて審査、あるいは研究をしたことがあったことを皆さんにお伝えしなければならないなというふうに思っております。

ただ山香荘も30年なったわけですし、じゃあずっとそうなのかなと振り返りますと、わたしが旧中山出でございますので、あまり知らなかったわけですが、こうやって議員になると、ちよくちよく行くことがあります。最初の10年はそれでもお客さんがあり、イベントも多数催されて、一番多いときに7,000万近くの売り上げがあったそうでございますが、それからあとの20年間というものは、そのニーズも変わり、そして周りも変わり、時代が変わったということでしょうか。なかなか30年間ずっと続けていくことが、困難な時代だと、あるいは30年間ずっとうまいこと生き続けるというのもなかなか難しいんだらうなというふうにわたしも思いますし、ましてテニスコートなどは、それこそ美智子妃殿下さんですか、あの頃から流行ってですね、今となっては1対1、2対2のそのようなスポーツがなかなかできないあるいは大きな施設としては、無いような状態、まあニーズに合わないといえますか、そして合併しまして、いろんなさまざまな施設が余っています。各町村一つであればいいものが、2つもあったり、3つもあったりというようなことで、なかなか再生の道は難しいなというふうに思っておりました。

ところが、このサッカー協会のほうからですね、県のフットボールセンターということでナンバーワンでなくて、オンリーワンだと。ただ一つの施設ということで、わたしが失敗と思うのは、サッカー協会も甘かったのかな、あるいは町も甘かったのかなと、いずれ皆さんが賛成してくれるだろう、必ずやこれはいいものだから、自信をもったに違いありません。説明すれば何とかなるだろう、ということが、結構それが甘かったという指摘を受けながら、最終的にやっぱり説明をいくら受けても動かないというような結果になったのかなというふうに感じております。

まあわたしたちは、そうはいつでも勉強しなければならない立場でありますから、議員発議で視察にも行きました。一般質問でも申し上げましたが、ある町長は、「住民は反対しませんよ。宿泊施設がなくても隣のまちに泊りに行っても反対しませんよ。わたしたちは、そこに來る方で活性化になっているんですよ、十分。子どもの育成を楽しみにしていますよ。子どもが楽しんでますよ。うちで儲かるのは、自動販売機ぐらいかな、弁当ぐらいかな」というようなことをおっしゃっておられました。それでも一生懸命やられているんだなと、わたしはその時、その町長の意気

込み、あるいは実は人の良さも実は感じたわけです。

うちは、大山町はもう少し条件がいいなど。大山もありながら、宿泊施設がある。グリーンシーズン、最初の振興計画の時にも言いましたが、もうびったし。これほどびったしのものはないなというふうに思いました。

そして陳情もたくさんきております。子どものためになるじゃないかとか、ここにあれば、それこそ目をつぶってくださいよと、目をつぶれば若者がたくさ一ん寄ってきてですね、わあわあ賑やかな情景が目につかぶようでございますが、それも今となってはできなくなりました。本当で若者が素通りすらない地区になってしまうんだらうか、先ほどですね、同僚議員が熱弁しておりましたが、涙を流しておりました。残念がっておりました。私、反対の方の理由の多くを今あげますと、無駄な金を使うな。当然です。あとあとの運用費用が掛かるのではないか。いや当然ですよ。地元が使えない施設なんていらんじゃ無いか、いや当たり前です。しかし、よくよく考えると、この無駄なお金を使ってきたのは誰でしょうか。そして施設を使わなくなったのは誰でしょうか。それを今回なんとかうまくならないのかなとわたしは思ったわけです。

しかしながら私、賛成する立場で話してるのが、なんか全然今の地元の方と話すとき、よけいわたしのほうが、ぴったりくるんじゃないかと思ったりもしとるしだいでございます。結果的にはそうなったわけですし、今となれば、この反対理由が次の新しい施策、あるいは名案に対してですよ、条件付きになります。必ずや地元のことが使えること、必ずや儲かること。10年先までの保障があること。無駄なランニングコストがないこと、それが条件につくんでしょうね。それができそうなこれから施策を考えるんでしょうね。わたしそれがなければこのたれ流し状態の山香荘はもうないと、思わざるを得ません。既に4億ぐらいの金をたれ流しておきます。待ったがありません。老朽化しております。神田山香荘、最後に言いたい。反対する方、論法で言いますと、これほどたれ流す山香荘は運営できないということですね。終わります。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

○議員（17番 西山富三郎君） 議長、17番。

○議長（野口俊明君） 17番 西山富三郎君。

○議員（17番 西山富三郎君） 原案に反対の立場で討論をいたしますが、その前に鹿島功君が17日の一般質問の中で「原案に反対する人は、議会の恥だと」おっしゃいました。あまりにもひどい発言ではありませんか。私のどこが恥ですか。反対する人は、半数以上いるんですよ。始めに注意しておきます。

さて、今朝も大山寺の旅館組合から、節度ある発言を議会に望むということでありました。公式な場所での発言でございますので、公式の場所での反論をいたしま

す。私は法的な手段をも考えておりますので、ご清聴ください。

議会が住民の代表者であり、議員をもって構成される議事機関として、その権威を保持し、公正な審議決定ができるよう地方自治法 130 条及び会議規則 102 条において、品位の保持をうたっています。

自主的に規律を保持し、規制するための権限が与えられています。それが議会の規律と調和であります。鹿島君に限らず、議員の無礼な発言は、内容によっては、自己の政治的道義的責任を問われることもあります。鹿島君はさらに、「地元の人が反対するのが分からぬ」という発言をしています。地元とは神田地区ですか、旧名和町出身の私ですか。岩井議員ですか。米本議員ですか。竹口議員ですか。はっきりとして欲しいと思います。このような発言は民事訴訟法にも触れる恐れがあるんですよ。注意しておきます。

さて、いかなる議員の発言でも名誉毀損罪や侮辱罪は成立することがあります。名誉毀損罪です。3 年以内の懲役もしくは禁錮 50 万円以下の過料です。刑法 231 条は侮辱罪です。拘留または過料に処すると（「何の賛成討論ですか、それは」と呼ぶ者あり）なっています。議員のみなさま、発言には注意しようではありませんか。

さらに、地方自治法の仕組みと議会の使命によって触れておきます。議会の権限には、概ね 12 あります。議決権は、議会の権限の中で最も本質的基本的なものであり、議会の存在目的からも第一にあげられる権限です。（「議長、注意、注意」と呼ぶ者あり）議会は、町村長等の執行機関に対して自治機関意志決定機関として存在しています。町が提案した案件に対しては、可否を表明することが、議会の最も重要な使命であります。議員個々の賛成反対の意志こそが、議会の使命です。その議会の使命をも否定する発言には同意することはできません。皆さん、反対した人が悪くて、賛成した人がええじゃないですよ。いろいろ反対賛成の意見を出しながら、統一したものが議会の意志になるということを申し伝え、総論に入ります。

さて、われわれ議会は、わが地域の未来をどう考え、どういう考え方に委ねるかと言う議論に力を入れるべきだと思います。これからの時代の地域主権は、あくまでボトムアップ型、住民の意志を吸い上げる形であるべきだと思います。

そのためには、まず一つ目は、行政能力であります。2 つ目は、われわれ議員の資質の向上であります。3 つ目は、住民によるガバナンス、統治の強化です。皆さんご承知のように、昨年 12 月頃、執行部が 1 月には臨時議会を開き、フットボールセンターの用地買収の議案を出したいと言いました。唐突のあまり、議員は全員が拒否しました。この頃から住民が、運動が発しております、起こってるんですよ。それから住民の意志を聞かなくても議会で決めればいいのかという声もありますけれど、確かに法的には議会には議決権があります。

しかし、民主主義の社会においては、いいですか、市町村は民主主義の学校の試

験場だと言います。私がよく言っています。市町村には、住民と日常的に接しており、間接民主主義の議会もおかれています。住民と話し合い、協議の場もたくさんあります。お互いが話し合って、結論を出していく社会を民主主義に基づく社会と言います。

フットボールセンターの建設にあたり、町長は、神田地区住民との協議はどのようでありましたか。先ほど吉原議員が触れておりましたが、神田地区は80年の昔、昭和6年広島県呉市からの入植が原住であります。山間僻地の悪条件の中、風雪に耐え、先人は刻苦、勉励、永々と築いたふるさとはりんごの里であります。感慨深い歴史に胸を打たれます。先人にここで敬意を表しておきたいと思えます。神田地区の方々は、町長と協議をし、山香荘の方向性を見いだしたかったのであります。有利な補助金に重きを置き、神田地区の歴史、文化、心情を軽視したといわれても過言ではありません。

まちづくりは、人づくりです、住民が主人公です。補助金の多寡が主体ではありません。住民が王様です。なかには町長聞きましたね、棚からぼた餅のような制度だと、棚からぼた餅というのはね、皆さん、思わぬ儲けがあったということ言うんですよ。その点については町長は確かにきちっとした答弁をしておりました。草の根民主主義という言葉が使われます。具体的な課題や地域に根ざした課題という意味です。

したがって、地域からの、住民からの課題を身近に感じている人からのという意味になります。このような草の根の声を大切にされたのでしょうか。今回のフットボール建設には、行政の主体性が脆弱であったように思います。フットボールセンターがなくても大山町は発展できます。発展させなければならぬというのが、反対運動の皆さんの声でありました。私たちのまちは、私たちという、築こうという理念であります。町民の考え方には、反対も多くあります。これからは、町長以下執行部の皆さんは、草の根を大切に、行政推進することを促して、反対討論いたします。ご賛同よろしく申し上げます。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） 9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 今の意見について討論いたします。先ほどの話で神田の歴史を言われました。で、その長い歴史の中には、呉市との友好関係があります。平成5年に呉前市長が名和町に表敬訪問を始め、神田住民と懇親会をもたれました。そして調印式が平成7年9月29日に呉ハウスで行なわれました。その呉ハウスは、呉市民の有志が、建築会社が寄贈されたものであります。その建物が一緒に山香荘とあります。今この議案が、まあもう反対の意見が多かったわけですが、

山香荘と一緒に呉ハウスも閉鎖の憂き目になる可能性があります。それについて、調印式の共同宣言は、「歴史を共有すること、それを契機として末永く振興が続くことを念願される」と書いてあります。そのへんについて山香荘がいっぺんになくなってしまって、本当に町の責任としても、また神田の住民の人たちの思いが全て同じ思いでしょうか。

そしてまた他の方策があると言われました。頑張りますとも言われました。わたしも何年間もずっと山香荘を見てき、大山町を見てき、観光ツーリズムの方策はないだろうか、大山町は観光で生きていくしかないのではないかと考えていましたけれども、なかなかいい方策は見つかりません。町の行政は町民が、町民は行政が議会が、そげって言い、投げ掛け合いしていたような気がいたします。これまでに観光ツーリズムは何かヒット商品でもできていたらまだ安心ですけれど、今こそ1年間で本当は、議会も町民も行政も一緒になってこのフットボールセンターを活かして大山町を何とか発展さす、そういういい機会だったとわたしは思っております。

そして、財政にいたしましても、午前中言葉が足りませんでした。有利な補助金を使ってする方策ももうなかなかできない、そういう状況になっていると思います。自主財源が23%、そして、また人件費とか毎年いる必要経費は、89%と大山町は硬直化しております。あと十何%でどんな事業ができますか。わたしたちは本当にどちらも責任があります。山香荘を続けることも、やめることもどちらも責任があるのです。今、死に体の山香荘をカンフル剤を打ってやろう、そのカンフル剤がわたしたちの甲斐性に合うカンフル剤がお金で買える、その時に最後まで望みを捨てなくてどうするのでしょうか。以上でわたしの賛成討論は終わります。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。

○議員（4番 杉谷洋一君） 議長、4番。

○議長（野口俊明君） 4番 杉谷洋一君。

○議員（4番 杉谷洋一君） あ、どうも。えーわたしはですね、山香荘をね、ぶっ潰せとか、壊すとかそういうことは全然ありません。わたしは本当に山香荘はですね、本当大山町に大事な施設だと思います。ただわたしは今回この議案の中にフットボールがどうこうあるんだから、これに対して今、この議案に対して反対します。

そこでまあフットボールにつきましてはですね、もうこれまでいろんな皆さんがですね、どうだ、こうだ、あーだ言われました。ただ一つだけ考えて欲しい。本当にランニングコストっていうものをしっかり考えて欲しい。夢物語ばかりでね、大山町ができたならこんな立派な大山町はありません。本当に皆さん考えてください。

そこで、わたしは山香荘、わたしの持論なんですけど、山香荘はじゃあどうやったら活性化するかと。まあ一つ聞いてください。あそこをですね、わたしは食の館

って、皆さんですね、農業体験学校あるいは体験村というような形ですね、そばの種を蒔いて、その種を収穫して粉にして、それを自分たちそばでうって、食したり、あるいはそれを親戚、近所、友だち送ったり、あるいはその中で、えーとまだあるんですけど、ごめん、頭にきとって、大豆、大豆なんかですね、自分が作って、それをみそ作ったり、あるいは豆腐作ったり、そういうことを体験しながらする館、あるいはその他ですね、まだ大山町のこんにやく、こんにやく芋ですね、こんにやくを作ったり、そういうことをですね、する施設、そういうのを作ったらいいじゃないですか。そこで神田の皆さんにもですね、神田りんご園、1木オーナーというような制度を作ってですね、都会から人を呼んでですね、皆さんに来てもらう、あるいはブルーベリーをですね、の木をですね、1木オーナーというようなことですね、作ったりして、まあそういうことで本当、1日限定何名ちゅう、かも分からんですけど、今日本の国民はですね、本当にこの食、食べることに対してはですね、もの凄いい敏感になっています。特にこの頃は、放射能は別なんですけど。ただ、そういうことをですね、作ってやればですねほんと神田にも人が来ます。絶対来ます。今、例えば新潟なんかでも、バスでですね、新宿からバスで田植えに来たり、田の草取ったりあるいは稲刈りをしたりという、そういうのがたくさんおられます。まだまだわたしは言いたいことたくさんあるんですけど、ただそういうことをしながら山香荘というのはですね、わたしは今年はこの予算には反対しますが、山香荘を絶対わたしはですね無くすとかそういうことを言ってませんし、そげであっちゃんらんとおもいます。皆さん、わたしの意見、よろしくお願いします。

○議長（野口俊明君） 他に討論ありませんか。まず原案に賛成のほうの討論を許します。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 失礼します。原案に賛成者の立場で討論をさせていただきます。

まずこの原案のですね、一番誤解されてるところ、これは今、山香荘という施設があって、グラウンドがあって、で、現在もサッカー協会さんがお客さんを現に連れてくれているという。で、しかし1,500万ぐらいの赤字、一般財源からの持ち出しをしなきゃできないと、そこから始まっているということを皆さん方によくご理解いただいて、そこから出てきた計画だということを考えていただくと、おのずと方向性は見えてくるんじゃないかなという気はいたしております。

まあ言葉尻を取るわけではありませんけれども、他の活性化案でしたら別に山香荘でなくてもできる案も多々あります。なぜ山香荘でないといけないか。このサッカー連盟が来るのは、何故山香荘でないといけないか。あそこの山香荘のグラウンド

を使ってですね、サッカー連盟さんが、現に何千人というお客さんを連れきてて、ああ、延べ人数ですけども、で、あそこをサッカーに携わってる人たちが非常に思い入れがあるということで、だからサッカー協会があそこにフットボールセンターを造ってここにサッカーの子どもたちを連れてきたい・、これが原点でありますし、最初の発想でございます。で、その結果、どういうふうにしたらいいかという、具体的なところで、今あるグラウンドでは正式なコートもとれませんし、そういう寸法的な問題、それから芝のグラウンドだけでは、使用頻度が非常に低い状況になりますので、まあ人工芝のほうのグラウンドも作って使いやすい形にしようという形での提案だということをよくご認識いただきたいなというふうに思います。

で、実は、一番よく儲かるのは大山だという話がまあ多々あるわけですけども、大山旅館組合なんかも、確かに儲かるかもしれませんが。しかし、一般質問の中でも申し上げましたように、大山町の人口はどんどんどんどん減ってきております。人口一人減ればですね、そこの地域での消費額、これの減る割合がですね、120万というデータも出ております。一人人口が減ればそこでの消費活動は120万減退するわけです。年間200人も人口が減れば、大変な額の消費額が落ちるわけです。これを残った人間でとても補っていくことはできません。なんらかの形で外から人を呼び込むことをして、交流人口を増やさない限り、減ったものを取り返すことはできないわけです。で、活性化というのは、そこだと思ふんですよね。ですから、それを取り返すためには、町以外から外からお客さんに来てもらう。交流してもらう。その一つの手立てとしてこのサッカー協会が提案したこのグラウンドが出てきたというわけです。おまけにもうくどくど言いませんが、施設を作るための、金は持っている、お客は持っている、まあ非常にいい相手かなと。で、ここまでは皆さんが賛成だということを多々言われます。問題はそこから先の管理体制だと。管理体制さえよければあ賛成しとったのにといい意見も聞きます。そこんところで僕等の説明も足らなかったかもしれませんし、執行部も説明不足だったかもしれませんし、いろんところでボタンの掛け違いが出て、今回はなかなか難しい状況になってしまったということは、非常に残念であります。

ただ本当に活性化案の一つとしては、もっともっと検討してみんなで本当の意味でどうやったら大山町の役に立つような施設や管理方法があったのかということをしつかり検討しておいたら、ひょっとしたらできて、活性化につながったかもしれません。非常に残念な思いがします。僕等の努力が足りなかったことは認めて、なおかつ非常に残念な思いもありますけれども、そういう思いの中で、とにかく賛成の討論ということで聞いていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に、原案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） わたしは原案に反対の立場で討論したいと思います。

まず、一般質問でも、もう同じようなことを再三申し上げてきたわけですが、賛否がこのように今、分かれております。賛否が分かれた時点で3、4カ月前から分かれておりますが、議会への説明、住民への説明、これ非常に大事です。しかしそれがガス抜きであってはならない。そういう説明を踏まえて、どうやったらより反対の人も賛成してくれる、大きく包み込めるような政策になるのか、そういうことを考えてより広く、民意を汲み取る政策に変わっていかなかったことが非常に残念です。いろいろ議会で検討する課題というのは、多々あるわけですが、これは修正妥協になじまない政治的な課題というよりは、事業性の高い修正だけに馴染む議論をすべき課題であるというふうに考えます。

政策が全く変わっていないのに、議員の賛否がころころころころ変わったりというようなことはまず考えられないと思います。政策が変わってこないのに、「何とかお願いします、よろしくお願いします。ご理解賜りますようお願いいたします。」これを繰り返すだけでは議論をする意味がないというふうに考えております。

反対する決定的な理由としては、いろいろな話がありますが、わたしもランニングコスト、これ一番懸念する問題だと思います。100歩譲って住民の福祉に供するものであれば、毎年持ち出しの、いくらかの持ち出しがあっても、納得ができる部分があるかと思いますが、事業性の高い事業に関しては、やはりのちのちのランニングコストというのが懸念されるものになっていくんだと思います。

そういう計画の中で、町としては町と独自の数値目標がなく、サッカー協会の試算を頼りにこういうふうに運営していきますというふうに政策を出されてきています。町独自の数値目標がないのに建設費3億5,000万を議決するのは凄く大きなリスクだと思います。詳細は建設が決ってからのちのち詰めていきますという説明がたびたびありましたが、わたしは民間感覚からしてこのような政策には賛成することができかねると思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論ありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。原案に賛成者の討論を求めます。

○議員（7番 近藤大介君） 原案に賛成でございます。

大山町の議員になって6年、何度かこの討論の席に立たせてもらっておりますけれども、今回ほど重苦しい気持ちで立ったことはありません。大山町議会としても、2年前の大山小学校赤松分校の閉校問題以来、正に身を切るような大変厳しく辛い決断を今、しようとしております。今回サッカー場を造る、造らないいいということで、

建設反対のたくさんの署名が集ったように、2年前も赤松分を存続させて欲しい、閉校反対ということでの署名がたくさん集りました。存続を求める議会に対しての陳情に関してあの時わたしは、存続賛成の立場で討論させていただきましたが、そのとき、存続反対統合すべしという立場で討論に立たれたのが、先ほどここで討論された足立議員です。自らも分校出身である足立議員は、ご自分の分校生活を振り返りながら、子どもの将来を考えるなら、何よりも子どもの可能性を育むなら、今は統合やむなしと涙ながらに訴えられました。その討論を聞きながら、わたしと意見は違いましたけれども、わたし自身足立議員の、赤松のあるいは大山町の子どもたちへの強い愛情を感じました。

またそのとき、地元中の地元からの陳情でありながら、ご自分の信念を通された椎木議員にも、政治家として、政治家の姿勢として学ぶべき点が多々ございました。

今回、正に議会を真っ二つにし、本当に身を切るようなごとの決断をわれわれは迫られておるわけですけれども、このサッカー場の問題に関する討論に際して、サッカー場反対をこの特別会計の予算を反対と訴えられる議員さんからは、先ほど申し上げたような愛情も信念も覚悟も私は感じることはできなかつたことをはなはだ残念に思います。

本案に対します賛成の理由は、午前中辺地に係る総合整備計画で申し上げたとおりでございますが、もう少しだけ言わせていただければ、今回この特別会計の予算に関して、修正案も出さずに否決するということは、4月1日以降山香荘の営業はするなということでございます。先ほど山香荘は活かしたいんだという反対側の議員さんのご意見もありましたが、否決するということは、そういう甘いことではありません。そのことをどこまで理解して予算委員会に望んでいたのか。私は、予算審査特別委員会の委員長として先ほどのようなご意見は、はなはだ残念に感じますし、またそういった部分で議論が十分に尽くせたのだろうか、そういったことを理解していただけてたのだろうか。委員長として責任も感じるところでございます。

かつて私は、山香荘に職員として関わった時代がございます。山香荘で関わった人間として、山香荘で働いたスタッフを代表して、午前中申し上げましたように山香荘のグラウンドから日本全国の舞台へとあるいは世界へと羽ばたいていった子どもたちに、僅かでも関わったということを私は誇りに思っています。大勢の少年たちは、あるいは夢破れ、今は違う場所で活躍しておられると思います。そういった方々の青少年時代の一コマに僅かでもお役に立てたということは、本当に誇りに思います。そしてできることなら、これからも夕陽の丘神田山香荘が、青少年の夢と希望を育む場所であっていただきたい。そのことを願って止みません。

最後に、先ほど申し上げましたように、今回議会を二つにしたサッカー場の問題

について、予算審査特別委員長として円満に解決することができなかった、自らの未熟さを恥、議員の皆様、あるいは町民の皆様に深くお詫び申し上げます。

それと共に、それでも例えどのようなご批判を受けようとも、1 議員として、一人の政治家として未来を担う青少年のためへの投資が、無駄になるということは絶対に有り得ないと私の信念を申し上げ、原案への賛成討論といたします。

(拍手あり)

○議長(野口俊明君) 次に原案に反対者の討論を許します。討論ありませんか。

○議員(2番 米本隆記君) 議長、2番。

○議長(野口俊明君) 2番 米本隆記君

○議員(2番 米本隆記君) わたしは原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

まずこの山香荘の利活用問題につきましては、行政の方も認めているように、住民に対する説明不足、これは否めません。そしてですね、まず山香荘を反対する議員が本当につぶしたいとか、止めてしまいたいとか、そういった考えはございません。ただ議案の中に、まだわたしたちは一期生が、ほとんどでございますが、議案の中にどの部分がどれに含まれるか、その検討がする時間がなかったということも確かであります。ですから山香荘自体をつぶしてしまっただけを止めてしまうと地域の活性化の核を無くすという考えは一応もっておりません。

それとですね、これは町のほう、行政のほうにもはなはずっと申しておったんですが、まず予算面でございます。山香荘のランニングコストにつきましては、サッカー協会からの数字ばかりが先行しまして、町側の試算を出してくださいということ再三申してまいりました。もしわれわれ反対するほうが、反対者が町のほうにこれを求めたのは、今の宿泊費、使用料、それを再計算しながら、本当にランニングコストゼロでできるかどうか、そういったところをわれわれは求めたのであります。そういったことに対しましても、行政のほうからの説明はありませんし、またこの問題につきましても住民の皆さんにも説明もありません。わたしはそういったところで説明不足と思っています。

サッカー協会に向こう4年間1,000万ずつ指定管理料で払うというふうになっていきます。仮にです、この1,000万ずつを考えてみてください。これは指定管理料です。維持管理費、修繕費は含まれておりません。もし仮にです。来年、再来年、23、24年度、これを使ってでもですね、町民の皆さんと一緒に考える時間は十分にあると思います。そして本当にサッカーが、これサッカー場がないといけないというふうになれば、あらたな辺地債を、それを考えても町民の皆さんもご納得いただけるというふうに考えております。ですから今、この原案について反対するというのは、性急すぎる、もっと議論を深める、そういう立場でわたしは反対いたします。終わ

ります。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。まず原案に賛成者の討論を許します。

○議員（14番 岡田聰君） 議長、14番。

○議長（野口俊明君） 14番 岡田聰君。

○議員（14番 岡田聰君） 私は、原案に賛成の立場から討論いたします。当施設、いわゆる神田地区の拠点施設であります山香荘については、合併当初から利用率が低く、毎年一般会計から1,500万円もの繰り入れがなされ、その活用策が喫緊の課題となっております。合併後6年間、執行部はもとより、議員のわたしたち誰もが活用策を模索し検討してきたところであります。旧名和町の議員さんは特に言うまでもないことと思います。しかしながら、これまでいろんな提言がなされたにも関わらず、決定的な活用策は生まれませんでした。

そういった現状を見るとときに、今回の新たな提案は、財源の裏づけ、あるいは綿密な利用計画まで、評価に値すると確信いたしております。一部にはこの計画が信用できないという意見もございますが、何をもって信用できないのか理解に苦しむところがございます。若い人たちが集う施設にできる。これまで合宿や体育に関与してきているサッカー協会が、達成可能な計画と言えます。これまで関与してきていたサッカー協会ならでの達成可能な計画と考えております。サッカー協会からの補助金と、いただき、そして有利な辺地債を使い、自主財源ゼロで、公式試合のできる芝のグラウンド整備できる、サッカーグラウンドが整備できる、これほど条件のいい事業計画はありません。ランニングコストを心配する声もありますが、当然でございますが、しかしどんな事業でもランニングコストはかかってまいります。また町民のための施設でなくなるという意見もございますが、これまでほとんど町民の利用がなかった現状を踏まえれば、その衰退の一因と考えればこれもまた無理な意見かと感じます。

若い人たちを中心とした多くの利用者が町外からこの大山町にやってくる。わたしはこれほど優れた地域活性化策はないと確信します。また今盛んになりつつありますスポーツツーリズムの視点からも有効な事業と確信しております。

わたしは大山寺の旅館が儲かるといったそういう小さな考えではなく、和歌山県の上富田町の町長がおっしゃっておられました。「自分のところは宿泊施設がないから、ほとんど隣のまちとかそういうところへ行ってしまう。しかし、それでいいんだ。この地域が発展すれば、この地域がどんどん活性化すればそれが、それでいいんだ」と、町長はおっしゃっておりました。

大山町だけではなく、近隣の、近隣も含めた活性化策、取り分け鳥取県西部の地域の活性化に寄与すればとても大きな意義があると考えます。2度とないチャンス

だと思っております。小中高高校生、そして若者に夢を与えられるこの事業、そしてスポーツを愛する多くの人たちに、大きな失望を与えないためにも必要不可欠な事業と訴え、賛成討論といたします。

○議長（野口俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 22 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。本案に賛成の方は、起立願います。原案に賛成の方は起立願います、

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、議案第 22 号は委員長の報告のとおり否決されました。

日程第 22 議案第 23 号

○議長（野口俊明君） 日程第 22、議案第 23 号 平成 23 年度大山町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 23 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 24 号

○議長（野口俊明君） 日程第 23、議案第 24 号 平成 23 年度大山町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 24 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 25 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 24、議案第 25 号 平成 23 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 25 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 26 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 25、議案第 26 号 平成 23 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 27 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 26、議案第 27 号 平成 23 年度大山町介護保険特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 27 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 28 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 27、議案第 28 号 平成 23 年度大山町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 28 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 29 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 28、議案第 29 号 平成 23 年度大山町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 29 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 30 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 29、議案第 30 号 平成 23 年度大山町風力発電事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 30 議案第 31 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 30、議案第 31 号 平成 23 年度大山町温泉事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 31 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 31 議案第 32 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 31、議案第 32 号 平成 23 年度大山町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 32 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 32 議案第 33 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 32、議案第 33 号 平成 23 年度大山町索道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 33 号は委員長の報告

のとおり可決されました。

日程第 33 議案第 34 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 33、議案第 34 号 平成 23 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 34 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 34 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 34 議案第 35 号

○議長（野口俊明君） これから日程第 34、議案第 35 号 平成 23 年度大山町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 35 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 35 号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は 2 時 15 分といたします。

午後 2 時 4 分 休憩

午後 2 時 16 分 再開

日程第 35 議案第 54 号

○議長（野口俊明君） 再開いたします。日程第 35、議案第 54 号 土地の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長、森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいまご上程いただきました議案第54号 土地の取得につきまして提案理由得の説明を述べさせていただきます。

本案は、平成24年4月開所予定の中山地区拠点保育所用地として新たに土地を取得するものでございます。

所在地は、大山町赤坂767番地2でありまして、具体的にはふるさとフォーラムなかやま地内の福祉センターなかやまの北側の畑地でございます。面積は6,294平方メートル。取得価格は1,604万9,700円であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第36 陳情第1号～日程第37 陳情第3号

○議長（野口俊明君） 日程第36、陳情第1号 年金受給資格期間の短縮を求める陳情書から、日程第37、陳情第2号 2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書まで、計2件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、諸遊壤司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壤司君） はい、議長。

ただいま議題となりました 陳情第1号及び陳情第2号の2件について、教育民生常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成23年3月10日。審査人数は全員の6名でございます。

陳情第1号 年金受給資格期間の短縮を求める陳情書であります。資格期間を10年にすることは、減免申請の制度もあり、また25年間払い続けた人との整合性や不公平感等、かえって制度不信を招く恐れもあり国の社会保障改革案に対応していくことが重要であります。

よって、採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

続きまして、陳情第2号 2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書でありま

すが、年金支給は、現行法制に基づき、物価指数に連動して引き下げられることは妥当であり、また、現行の給付水準の財源確保についての判断も困難であります。

よって、採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから日程第36、陳情第1号 年金受給資格期間の短縮を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 全会一致で不採択ということになったようですが、まあこれは前回も出されておって、わたしも賛成討論したんですけども、やはりこの国民年金というのは、資格期間25年、まあ年金そうですね、全てが。ここに制度的な問題もあって、特に国民年金の場合、納付率が非常に低くなっていると、だからさらにこの年金制度の悪化を招いてるという負の連鎖みたいなものがあると思うんですけども、ですからこの陳情主旨にもあるように、資格期間を他の外国のなみのように、日本のようにこんなに長いのは、ないということをお前回も言いましたけれどわたし、短くすることによって、納付意欲を高め、この財政事情の好転に効果は大きいというふうに書いてありますが、正にそうじゃないかなという気がするんですよ。やはりこういうのを前に進めるためには、こういう思いきった施策というのが、よりいいじゃないかなと、積極的にこれは進めたほうが、ゆくゆく国民年金をいい制度にするためにいいじゃないかなという気がするんですが、そういうメリットの部分についての賛成とかね、そういう意見はなかったんですか。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 教育民生常任委員長、諸遊壊司君。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） 大森議員のおっしゃること、まあ毎回こういうのが出ますと大森議員は、おっしゃいまして、まあそれはそれで、認める、認めるっていうんでしょう、よく勉強しておられるなと思うわけでございます。

委員会もそういう意見も踏まえていろんな意見が出ました。外国は・・・

○議長（野口俊明君） あ、ちょっと。マイクをもう少し。

○教育民生常任委員長（諸遊壊司君） あ、入りませんか。えーどこから、いいですかいな。大森議員さんがおっしゃることよく分かります。委員会でもいろいろ外国のことを調べたりしてしました。しかし、やっぱり外国は何故、短いかといいますと、違った税金、たとえば目的税である消費税から入れられたり、いろいろ国によって違うわけでございます。でそういう抜本的なことがなければ、今の制度のままではやはり今不採択せざるを得ないと、何べんも言いますが、意見はいろんな意見が出ました。で、結論はやっぱり全員一致で、全会一致で不採択と決してわけでございます。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
○議長（野口俊明君） これから陳情第2号 2011年度年金引き下げの撤回を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立なしです。したがって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

----- . ----- . -----
日程第38 平成22年陳情第15号～日程43 陳情第9号

○議長（野口俊明君） 日程第38、平成22年陳情第15号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書から、日程第43 陳情第9号 名和地域休養施設活性化計画についてサッカー場整備促進を求める陳情書まで、計6件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。経済建設常任委員長、西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） はい、議長。平成22年12月10日に付託を受け、継続審査となっておりました陳情第15号と陳情第3号から陳情第6号及び陳情第9号の計6件について、経済建設常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成 23 年 3 月 11 日と 18 日の 2 日間、審査人数は全員の 6 名であります。

なお、いろいろもめた陳情でありまして、委員は 6 名であります。委員長は採択できませんので、あらかじめ申し上げておきます。

陳情第 15 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書であります。戸別所得補償制度の分かりにくさはあるものの、国民全体に農業・農村を支える社会づくりの早期実現を願う声が多く、採決の結果、採択 3、不採択 2 で、採択と決しました。

次に、以下の 5 つはですね、議案 13 号あるいは 12 号と関連をいたしまして長い間この事業には、委員会も長い間この事業には委員会も調査あるいは研究をいたしております。その上で、予算案のほうを先に決した結果、このような結果になったと申し上げておきます。

次に進めます。陳情第 3 号 サッカー場建設計画中止を求める陳情書ですが、多額の費用を要するこの施設は、町民参画の下に利活用計画を考えることが必要であります。ということで採決の結果、採択 3、不採択 2 で採択と決しました。

次に、陳情第 4 号 陳情書（大山町休養施設「山香荘」を鳥取県アマチュアサッカーの拠点施設として活用を求める陳情）ですが、議案第 22 号「平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算」が本委員会の分割審査で否決と決したこと、あるいは陳情第 3 号「サッカー場建設計画中止を求める陳情」が採択されたことを踏まえ、採決の結果、採択 2、不採択 3 で不採択に決しました。

次に、陳情第 5 号 大山町・名和地域休養施設活性化計画について サッカー場整備促進を求める陳情書ですが、これも第 3 号同様、「サッカー場建設計画中止を求める陳情」が採択されたことを踏まえ、採決の結果、採択 2、不採択 3 で不採択に決しました。

次に、陳情第 6 号 名和地域休養施設活性化計画についてサッカー場整備促進を求める陳情書ですが、議案第 22 号「平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算」が否決されたことに関しまして、5 号と同様採決の結果、採択 2、不採択 3 で不採択に決しました。

次に、陳情第 9 号 名和地域休養施設活性化計画についてサッカー場整備促進を求める陳情書ですが、これも「平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算」が本委員会で否決と決したことにより、採決の結果、採択 2、不採択 3 で不採択に決しました。

以上で、経済建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから平成 22 年陳情第 15 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから平成22年陳情第15号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、平成22年陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . -----
○議長（野口俊明君） これから陳情第3号 サッカー場建設計画中止を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

----- . -----
○議長（野口俊明君） これから陳情第4号 陳情書（大山町休養施設「山香荘」を鳥取県アマチュアサッカーの拠点施設として活用を求める陳情）について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） 失礼します。このアマチュアサッカーの拠点施設として活用を求めるといふ、これは商工会からのほうから出ております。商工会のほうでは、これを活性化策の一つとして期待するという文面でこのサッカー施設、拠点施設づくりに是非賛成をいただきたいというふうな旨で出ています。実際にこの文面のどこが不都合で反対になったのか、失礼、採択になったのかお聞かせ願いた

いと思います。

○議員（8番 西尾寿博君） 議長、8番。

○議長（野口俊明君） 8番 西尾寿博君。

○議員（8番 西尾寿博君） 質疑なんですよね、どこが悪いというようなことはなかったのかなとは、考え方におかしいことはなかったと思います。ただ実行不可能だということにつけるのかなというふうに感じております。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12番 足立敏雄君） 議長、12番。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。あ、まず原案に賛成者の討論を許します。

○議員（12番 足立敏雄君） 原案に賛成です。よろしいですか。

○議長（野口俊明君） 12番 足立敏雄君。

○議員（12番 足立敏雄君） それではこの陳情に対しての賛成討論をさせていただきます。

この陳情は、議長宛に大山町商工会から、是非、鳥取県アマチュアサッカーの拠点施設として活用していただきたいということで出ております。朝から何回かこの拠点施設の活性化については、いろいろと申し上げているわけですが、本当に商工業を営んでいるものからすれば、大変な交流人口が増えるということは、確実なことでありまして、先ほども申しましたように、非常に残念な思いです。で、しかも、今本当にどこがこの陳情、悪いんだという形での質疑をお願いいたしましたら、ま、実行不可能だという、この文面自体にはどこも不採択になるような事項は見当たらないということでございます。まあ大変議会活動や、それから執行部の説明不足いろんなことが重なって、こういう結果になったわけですが、非常に残念な結果だなというふうに思いますし、また商工業の人に対しましては、本当にわたしたち賛成者の議員の力が不足していたということをお詫び申し上げ、またこの陳情は少しも間違った陳情ではなかったということをお詫び申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（野口俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。2番 米本隆記君。

○議員（2番 米本隆記君） 原案に反対の立場で討論させていただきます。

実は前の第3号と第4号は、両方ともこれは相反する陳情であります。第3号で建設の反対を採決しました委員会としましては、相反する陳情を採択するわけにはなりませんので、不採択といたしました。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第4号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから陳情第5号 大山町・名和地域休養施設活性化計画についてサッカー場整備促進を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。まず原案に賛成者の討論を許します。近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） この陳情に対して、採択すべきとの賛成討論をいたします。

陳情者は、鳥取県西伯郡サッカー協会からでございます。ご承知のように、ガイナレ鳥取、サッカーチームのガイナレ鳥取は、Jリーグに参加することが決まりました。鳥取県平井知事は、このガイナレ鳥取に地域の夢と希望を乗せる地域を活性化させるものだということで、物心両面の援助をすると申されています。

本陳情は、大山町にサッカー場の建設を求めるものですので、先ほどその予算は、否決されましたので、陳情者の願いは、まあ既に叶わぬわけでございますけれども、陳情者の意欲のために、討論をさせていただきます。

陳情者はサッカー協会の関係者として、サッカー場が、この大山町にできることによつて、指導者は大変な励みになると、特に先ほども申し上げましたように、高校サッカー、鳥取県の代表として、選手権なりインターハイに出場しているのは、境高校であったり、米子北高校であったり、県西部の高校です。それから見られますように、特に鳥取県西部は、サッカーが盛んな地域です。

ところが、実は、自由にサッカーができる競技場というのは、案外県西部にはありません。特に芝のグラウンドというのは、本当に限られています。そういった状況の中で青少年たちは、サッカーをしているということでございます。まあ仮に、仮にといいますか、大山町での建設が厳しくなったので、サッカー場は、ひょっと

したら東部のほうでの建設が計画されるのかもしれませんが。今回の陳情は、西伯郡のサッカー協会からのものです。大山町には「がいに関係がないがな」ということでいいんでしょうか。「米子がすりゃあいいがな」、っていうようなことでいいんでしょうか。何度も申し上げて、申し上げさせていただきますが、私は、大山は大山町だけのものではないと思っております。鳥取県西部はもちろん、鳥取県全体、あるいは出雲まで、島根県東部、さらには岡山県北部、とにかく大山が見えるところ皆さんのものだと思っています。

だからこそ、大山町にはこれまで鳥取県からの道路整備の予算などもたくさん入れていただいておりますし、大山活性化のための予算も県の予算もたくさんいただいております。

そういった県の支援もあってこそ、今の大山町がある。自分のことしか考えないような人間のところに人は集まってきません。隣り近所の面倒もしっかり見れてこそ、人望が集る、まちも自治体も同じじゃないでしょうか。大きい山と書いて大山、大きい気持ち、広い心で、大山町のことばかりでなく、西部圏域のために汗を流す、地域の住民の皆さんのために、サービスを提供する、そのことによってよりこの大山を、周辺の皆さんに愛していただける、わたしはそのように考えます。

よって、この西伯郡サッカー協会からの陳情は、是非とも採択すべきものだと思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第5号を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第5号は、委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから陳情第6号 名和地域休養施設活性化計画について、サッカー場整備促進を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論

を行います。討論はありませんか。

○議員（9番 吉原美智恵君） 議長、9番。

○議長（野口俊明君） まず原案に賛成者の討論を許します。9番 吉原美智恵君。

○議員（9番 吉原美智恵君） 最後まで議論を尽くすのが議員の仕事だと思いますので、最後まで討論をしたいと思います。

この陳情は地元大山町スポーツ少年団からの陳情であります。地域の子どもたちが夢を持つ、それは本当にできないことだと思います。今の子どもたちが夢をはっきり語られる、そういう子どもたちが少ないのです。先日小学校の卒業式に出ました。将来の夢を語る子どもたちが、みなそれぞれに自分の夢を語っていました。その中にはっきりサッカー選手になりたい、そういう子どもたちが何人かいました。他の小学校でもそうであったということです。地域の子どもたちに夢を与えて、ふるさとに根付く、そういう施策をする、これこそ人口減少に歯止めをかける定住化策の基本ではないでしょうか。

地元には他にない有数の施設ができれば、まだ大山町として、大山の子どもとして、誇りに思える、そういう地域に成り得たかも分かりません。本当にこの地元の子どもたちが陳情しているこの陳情を、もう少し理解して、賛成していきたいと思っています。以上で賛成の討論を終わります。

○議長（野口俊明君） 次に原案に反対者の討論を許します。

○議員（1番 竹口大紀君） 議長、1番。

○議長（野口俊明君） 1番 竹口大紀君。

○議員（1番 竹口大紀君） わたしは原案に反対の立場で討論させていただきます。

先ほど討論の中でありましたように、地域の子どもに夢が語れるような施設を、これは非常にいいことです。今、夢がない子どもが多い、確かにそうだと思います。このような未来が描けない地域に人が定住するのか、正にそのとおりだと思います。

しかし、大山町の子ども以外に波及効果がある施設を造って喜ぶのは、大山町の子どもたちというよりは、この周辺地域の子ども、やるのであれば、大山町がやるよりも、必要だと思えば鳥取県が整備するべきであると思いますし、大山町以外の子どもたちが恩恵を受けることに大山町の今の小さい子どもたちが大人になった時に、ランニングコスト等、負の遺産を受け継がせていいのか、こういうところをしっかりと考えて子どもの将来定住策等は語っていただきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情

第 6 号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 6 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから陳情第 9 号 名和地域休養施設活性化計画について、サッカー場整備促進を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

○議員（8 番 西尾寿博君） 議長、8 番。

○議長（野口俊明君） 8 番 西尾寿博君。まず原案に賛成者の討論を許します。8 番 西尾寿博君。

○議員（8 番 西尾寿博君） わたし賛成の立場で、この陳情書の話をしたと思います。最初に申し上げました採決に加われませんでした。一議員としてのこの話はできるというふうに思っています。お話ししたいと思います。

この陳情は、大山旅館組合の組合長から、ビジネス、身に迫るお話しだというふうに思っております。私は、スキー、始めて 38 年ぐらいになりますが、子ども、小学生を連れて上がることも 30 年ほどやっております。大山登山にもたまには行ったりもいたしております。大山が好きでございますが、まあその話は置いて。この陳情読まれた方、皆さんだと思いますが、ピーク時には宿泊数が 30 万 8,000 人おられたそうです。その当時私もスキーでおりました。昼 1 日に一人のような状態でございます。今は 10 万人、この切実な声、彼らは今精一杯生きておりますけども、この大山の町観光を守らなければならない、そして今、鳥取県も同じような思いで、やっとなるはずですよ。

そういった中でこの陳情が否決、不採択になった今、この組合長の山根均さんでしようか、あるいはこの組合の方はどう思ったでしようか。以前、今、伯耆町ですか、フラワーパークがございまして、そのお話しが、まず大山にも振り向けられたというふうに聞いております。その逃したことは、その当時の大山の議員の責任であったり、あるいはその説明が悪かった、議員の、あ、職員、間違えました、執行部の責任であったり、というふうに思います。そしてそのツケは、今に大山旅館組合、あるいは地域にも必ずや来るでしょう。それを大山の旅館の方は、見ながら今

ごろ何を考えてるのでしょうか。

このようなお話しはめったにないと、なんせオンリーワンです。通り過ぎてします。これは絶対いけるぞと思ったに違いありません。また個々で頑張ってる方もおられます。しかしそれはそれで精一杯。人工芝がないところには、なかなか来ないというのが実は現状です。すぐはげる、あるいは斜めであったりいびつであったり、細長かったり、サッカー場として、形はしてもできて練習までです。試合はできません。そのようなところに、じゃあ本当に来るのかな、今回、町がやってくれる、サッカーセンターができる、センター施設ができる、子どもたくさん来るだろう、大人も付いてくる、波及効果も、思ったに違いありません。

そういった意味で誠に残念でございますが、私は、この経済建設の委員として、いろんな話をしたところでございますが、結果として不採択ということになりましたが、私個人の意見は、賛成でございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 次に原案には反対者の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） ほかに他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから陳情第9号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第44 陳情第7号～日程45 陳情第8号

○議長（野口俊明君） 日程第44、陳情第7号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書から、日程第45、陳情第8号 情報公開、並びに人権保護の指導を求める陳情まで、計2件を一括議題とします。審査結果の報告を求めます。総務常任委員長、小原力三君。

○総務常任委員長（小原力三君） ただいま議題となりました陳情第7号及び陳情第8号の2件について、総務常任委員会の審査結果の報告をいたします。

審査年月日は、平成23年3月10日、11日の2日間で、審査人数は全員の6名でございます。

陳情第7号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書がありますが、家族従業員の労賃を適正に認めてほしいとの陳情であります。この陳情の趣旨は理解できますが、ただいま青色申告により認められております。採決の結

果、不採択と決しました。

続きまして、陳情第 8 号 情報公開、並びに人権保護の指導を求める陳情であります。人権にかかわる講演会等の啓発事業は十分に行われております。採決の結果、全会一致で不採択と決しました。以上で、総務常任委員会の陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから陳情第 7 号 「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 7 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 7 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

○議長（野口俊明君） これから陳情第 8 号 情報公開、並びに人権保護の指導を求める陳情について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 8 号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。この陳情を採択することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立少数です。したがって、陳情第 8 号は、委員長の報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第 46 発議案第 1 号

○議長（野口俊明君） 日程第 46、発議案第 1 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 経済建設常任委員長 西尾寿博君。

○経済建設常任委員長（西尾寿博君） はい、議長。ただいま議題となりました発議案第1号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書の提出について提案理由のご説明をいたします。

発議案第1号は、経済建設常任委員会で平成22年陳情第15号「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める陳情について審査した結果、採択すべきものと決したので、意見書の提出を発議するものであります。

それでは、意見書を朗読いたします。

「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書、昨年3月、新政権のもとで閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」は、危機的なわが国の食料・農業・農村の現状[食料自給率の低迷、消費者の食に対する信頼の低下、農業所得の減少、農業者（担い手・後継者）の減少、農地の減少、農村の活力低下を踏まえ、これまでの農政を反省し「今こそ食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の1つとして位置づけ」、その目標を「食料自給率の向上」におき、農業の持つ「多面的機能を評価」して「国民全体で農業・農村を支える社会をめざす」と高らかに宣言している。この新たな政策理念に基づき、①戸別所得補償制度、②品質や安全・安心といった消費者ニーズによる生産体制への転換、③6次産業化による活力ある農山漁村の再生を提起した。今年度モデル的に稲作で実施された戸別所得補償制度には、分かりにくさや、欠点もあり、経験を踏まえることによって、よりよい制度へと改善すべきである。

財務省主導で来年度予算編成が推し進められるようなことになれば、農政転換が後退することが懸念される。政治主導で「食料・農業・農村基本計画」路線を貫き、「国民全体で農業・農村を支える社会」づくりに邁進すべきである。

上記の観点から、下記事項の推進について強く要望します。

記、1. 食料・農業・農村基本計画を国家戦略として、来年度においても、実効ある施策の推進をはかること。

2. 国民全体で、農畜産業・農山漁村を支える社会づくりを具体化すること。

3. 食料自給率の向上をめざし、当面50%以上として具体化計画に取り組むこと。

4. 戸別所得補償制度を他作目にも拡大し、内容の充実を図ること。

5. 自然・環境との調和をめざし、消費者ニーズに適う農法を推進すること。

6. 中山間地域対策(鳥獣被害対策を含む)、ならびに耕作放棄地対策を拡充すること。

7. 地産地消を推進し、循環型経済の構築を基礎に地域資源の活用や創意工夫、6次産業化など政策支援を通じて地域の活性化を図ること。

8. WTO農業交渉では、自由競争万能主義ではなく、加盟各国の食料主権を認める「新たな農産物貿易ルール」の確立を求めること。

9. TPP（環太平洋連携協定）交渉については、国内農畜産業の確立・安全安心食料の確保の観点から反対すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。平成 23 年 3 月 25 日、鳥取県大山町議会、あて先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長、以上で発議案第 1 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから、発議案第 1 号 「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書の提出について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから発議案第 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、発議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 47 懲罰特別委員会の調査結果の報告について

○議長（野口俊明君） 日程第 47、懲罰特別委員会の調査結果の報告についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定によって、諸遊壊司君の退場を求めます。（諸遊壊司君退場）

○議長（野口俊明君） 懲罰特別委員会の報告を求めます。懲罰特別委員長 小原力三君。

○懲罰特別委員会委員長（小原力三君） はい、議長。ただいま議題となりました懲罰委員会の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました「議員 諸遊壊司君に対する懲罰の件」についてであります。審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により別紙陳謝文案を添え報告いたします。

記、懲罰事犯の有無 懲罰を科すものと認めます。懲罰処分の種類及び内容、懲罰の種類、公開の議場において陳謝を求めるものであります。懲罰の内容、登壇して委員会起草による陳謝文を自ら朗読し、遺憾の意を表明する。

理由、地方自治法第 132 条に抵触する言辞を行った。以上で、報告を終わります。

○議長（野口俊明君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから諸遊壊司君に対する懲罰の件を採決します。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、諸遊壊司君に対する懲罰の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（野口俊明君） 諸遊壊司君の入場を命じます。
(諸遊壊司議員 入場)

○議長（野口俊明君） ただいまの議決に基づいて、これから諸遊壊司君に懲罰の宣告を行います。諸遊壊司君に陳謝の懲罰を科します。これから諸遊壊司君に陳謝をさせます。

諸遊壊司君に陳謝文の朗読を命じます。11番、諸遊壊司君。

○議員（11番 諸遊壊司君） はい、議長。陳謝文、わたくしは、3月16日の議会における山香荘のサッカー場整備に係る一般質問の発言中、不適切な言辞を用い、大山旅館組合の名誉を著しく傷つけました。議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に省みて、誠に申し訳なく、ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝いたします。平成23年3月25日、大山町議会議員 諸遊壊司。

日程第48 閉会中の継続調査について（総務常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第48、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第49 閉会中の継続調査について（教育民生常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 49、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 50 閉会中の継続調査について（経済建設常任委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 50、経済建設常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

経済建設常任委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） ご異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 51 閉会中の継続調査について（議会運営委員会）

○議長（野口俊明君） 日程第 51、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配布の申出書のとおり、臨時会を含む次の議会の運営を円滑かつ効率的に行なうために、閉会中において議会運営に関する事項を継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君） これで本定例会の全日程は、全部終了しました。会議を閉

じます。平成 23 年第 3 回大山町議会定例会を閉会します。

○局長（諸遊雅照君） 互礼を行います。一同起立。礼。

午後 3 時 18 分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 吉原 美智恵

署名議員 岩井 美保子